

平成 2 5 年第 3 回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 9 月 2 0 日（金曜日）

議 事 日 程（第 5 号）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 | 議案第 7 6 号 | 平成 2 0 年度 電源立地対策交付金事業 小型ポンプ付積載車整備事業に係る売買契約の締結について |
| 第 2 | 議案第 7 7 号 | 平成 2 0 年度 窪川学校給食センター配送車両（2 t 車）購入に係る売買契約の締結について |
| 第 3 | 議案第 7 8 号 | 平成 2 0 年度 窪川学校給食センター小型備品購入に係る売買契約の締結について |
| 第 4 | 議案第 7 9 号 | 平成 2 0 年度 四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について |
| 第 5 | 議案第 8 3 号 | 平成 2 2 年度 四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について |
| 第 6 | 議案第 8 8 号 | 平成 2 4 年度 四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について |
| 第 7 | 議案第 8 9 号 | 平成 2 5 年度 四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について |
| 第 8 | 議案第 8 0 号 | 焼却設備 1 号炉バグフィルターろ布購入に係る売買契約の締結について |
| 第 9 | 議案第 8 2 号 | 焼却施設 2 号炉バグフィルター用ろ布購入に係る売買契約の締結について |
| 第 1 0 | 議案第 8 1 号 | ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス売買契約の締結について |
| 第 1 1 | 議案第 8 4 号 | ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス売買契約の締結について |
| 第 1 2 | 議案第 8 5 号 | 平成 2 3 年度から四万十町内の小学校で使用する指導書等の売買契約の締結について |
| 第 1 3 | 議案第 8 6 号 | 焼却装置用火格子購入に係る売買契約の締結について |

- 第 1 4 議案第 8 7 号 平成 2 4 年度 十和複合施設備品事業（既製家具）について
- 第 1 5 議案第 9 0 号 四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 5 9 号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 1 7 議案第 6 0 号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 第 1 8 議案第 6 1 号 四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 6 2 号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 6 3 号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 6 4 号 四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 6 5 号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 9 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 1 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 2 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 3 認定第 1 号 平成 2 4 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 陳情第 2 5－1 7 号 要望書
- 第 3 5 陳情第 2 5－1 6 号 七里地区町道認定陳情書

第36 発委第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財政確保」
のための意見書

第37 発委第11号 消費税率の引き上げ時期について慎重な判断を求める意見書

第38 発委第12号 道州制導入に断固反対する意見書

第39 発委第13号 議員派遣の件について

第40 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（19名）

2番	榎野章君	3番	田邊哲夫君
4番	岩井優之介君	5番	中屋康君
6番	津野吉得君	7番	山上利嗣君
8番	緒方正綱君	9番	橋本保君
10番	堀本伸一君	11番	林健三君
12番	山岡義正君	13番	吉村アツ子君
14番	下元真之君	15番	下元昇君
16番	森健吉君	17番	酒井祥成君
18番	竹内常喜君	19番	岡峯久雄君
20番	宮地章一君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左脇淳君	会計管理者	永尾ゆみ君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	植村有三君	管財契約課長	宮地正人君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君

建設課長	佐竹 一夫 君	環境課長	山脇 一生 君
町民課長	柴 久幸 君	健康福祉課長	市川 敏英 君
上下水道課長	高橋 一夫 君	教 育 長	宮崎 勲 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄子 君	生涯学習課長	野村 和弘 君
農業委員会事務局長	西谷 久美 君	代表監査委員	松本 悟志 君
総務課財政班長	大元 学 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	下藤 広美 君	産業建設課長	永尾 一雄 君
町民生活課長	津末 和宏 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本 順一 君	産業建設課長	仲 治幸 君
町民生活課長	林 久志 君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長  | 田辺 卓君   | 次 長 | 武田 枝里 君 |
| 臨時事務補助員 | 西川 香穂 君 |     |         |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（宮地章一君） 皆さんおはようございます。

ただいまより平成25年第3回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 議案第76号平成20年度電源立地地域対策交付金事業 小型ポンプ付積載車整備事業に係る売買契約の締結について、日程第2 議案第77号平成20年度窪川学校給食センター配送車両（2t車）購入に係る売買契約の締結について、日程第3 議案第78号平成20年度窪川学校給食センター小型備品購入に係る売買契約の締結について、日程第4 議案第79号平成20年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について、日程第5 議案第83号平成22年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について、日程第6 議案第88号平成24年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について、日程第7 議案第89号平成25年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について、日程第8 議案第80号焼却設備1号炉バグフィルターろ布購入に係る売買契約の締結について、日程第9 議案第82号焼却設備2号炉バグフィルター用ろ布購入に係る売買契約の締結について、日程第10 議案第81号ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス売買契約の締結について、日程第11 議案第84号ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス売買契約の締結について、日程第12 議案第85号平成23年度から四万十町内の小学校で使用する指導書等の売買契約の締結について、日程第13 議案第86号焼却装置用火格子購入に係る売買契約の締結について、日程第14 議案第87号平成24年度十和複合施設備品事業（既製家具）に係る売買契約の締結について、以上、議案第76号から議案第87号までの14議案を一括議題とします。

この14議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは議案第76号から議案第87号について、一括質疑をしたいと思います。

町長から追加で議案の説明、提案説明がありました。平成20年から25年度にわたっ

て、議会の議決に付すべき案件を、議案説明書では「失念」という形で書いてますが、うっかりしてたということだろうというふうに思いますけれども。

一つは、町長にお伺いしたのは、町長として行政に長きにわたり携わってこられましたし、町長として、20年度は関係ありませんけど、副町長という立場の中でおられた町長が「失念」という一語で説明を書かれているわけですが、その点について、もう少し町民目線で考えたときに、一つは議会に、悪く言えばです、私の思いです、それは、かけずにわざとやったんじゃないかという一つの疑問点。また逆に、議会としてみれば、議会はチェック機関であるのに、なぜ分からなかったと。また、監査もおるのに、なぜ監査も分からなかったという一つの、いろんな、三つの疑問が出される可能性もあるわけですので、町長として、うっかりした、議会の議決を得なかったということに対してもう少し、たくさん議案があるわけですが、総括の中でどうしてかという点。

それと、議会として、この14案件をどっかで、自分自身として知り得る機会がどっかであったのではないかという疑問。

もう一つは、大変膨大な予算ですので、監査委員さんが全ての執行を含めて、請負契約等について目を通せることは私は不可能だと思うわけですが、そういったそれぞれチェック機関があり、また監査もある中で、20年からこの5年間にわたって分からなかったという点について、町長としてどうお考えなのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） お答えをさせていただきます。

今回の追認議案の14件につきましては、提案理由のご説明でも申し上げましたが、事務処理の判断ミス、あるいは失念ということでこういう事態を招いてしまいました。議会、そして町民の皆さんには大変なご迷惑をお掛けをいたしまして、改めまして深くおわびを申し上げたいと思っております。

今回のこの14件の議案でございますが、それぞれいろんな事情によって、議会の議決に付すべき案件ということ、ミスによってそのまま執行してきたところでございますが、その理由といたしましては、総体的には消耗品と備品、それぞれ予算の科目は違うわけですが、消耗品、例えばゴミ袋とかバグフィルター用ろ布、それから給食センターの皿とかそういったものについて、通常、消耗品的な取扱いとなるわけですが、その消耗品も一括契約で700万超えた場合には議会の議決を経なければならないということが、消耗品であるが故に、これは使い捨てのものということで、財産という意識がな

かったということが一点でございます。

それともう一点につきましては、予定価格が700万を超えれば当然議会の議決に付すべき案件となるわけですが、その予定価格というよりも、契約金額で700万を超えなければ議会の議決に付すべき必要がないという、これも一つの判断ミスでございます。

そして、給食用の配送車両等の例を挙げてみますれば、2台購入しまして、それを1件の契約として700万を超えてるわけですが、1台1台で見れば700万以下でございますので、その1台を捉えて、この件については700万超えないので議会の議決を経る必要がなかったという判断のミスであります。当然2台であろうが3台であろうが、一括して、一つの契約として700万を超えれば、これは議会の議決を経るべき案件となるわけですが、それを1件ごとに勘違いをしていたということでございまして、誠に事務処理上の判断ミスということで、本当に申し訳なく思っておりますのでございます。

議会の議員さん、議会がそれを知る機会があるとすればというご質問でございますが、予定価格が700万か700万を超えるか、あるいはそれ以下であるかということについては、そこは議会の議員さんには分からないところでございまして、予算が通れば、それを、どの範囲に予定価格を設定して、入札をして契約するか。そこまでは議会の議員さんは分からない分野であろうというふうにも思っておりますし、また、予算は総合的に提案をしてまいりますので、予算の中で、どういうふうにそれを配分して物品を買うていくか。それは議会のほうでも分からない部分であろうというふうに思っているところでございます。

そして、監査委員がそれをチェックするところがなかったかという質問でございますが、議員さんおっしゃられるとおり、非常に、150億という莫大な予算の中で、限られた時間の中で、限られた人数でやっておられる以上、当然議会の議決には付すべきものは付して、適正に執行されているという前提の下でチェックをしていくわけでありまして、一つ一つ、伝票の案件が、これが議会に付すべき案件で、議会を通っているかどうか。なかなかそこまでは、私は現在の時間、人員、監査員さんの人員等では不可能であったというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、この原因は全て事務処理を行う行政側のミスでございまして、深くおわびを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 監査委員松本悟志君。

○代表監査委員（松本悟志君） 先ほど監査に対してのというふうなことが町長のほうから出ましたけども、私どもの監査対象も数件ございます。

まず、私たちの監査方法といたしましては、監査基準にのっとりまして、精算方式でやっております。そんなようなことで毎月定期行政監査などもやっておるわけでございますけれども、ある程度テーマを決めて、そこで監査をいたし、そのことによって全体を良しあしとするということでやっております。

そういった中でまず一点目は、監査の対象といいますか、監査をやってなかったということが実情です。それで、仮に監査を行ったとしても、議会の議決を得ておるかどうかということについての判断は、事務書類等を当然ずっと見るわけでございますけれども、先ほど町長が言ったように、まず基本的にはそういうことはクリアできているという頭があります。それと、もしそれを確認するとするならば、物品購入契約の中に仮契約を結ぶというふうに思います。その中で、仮に今、最後のほうですけれども、「議会の議決を得ない場合はこの契約は無効になりますよ」といったような文言があると思います。そういったようなことで確認するしかないわけでございますけれども、私どもが、これはいよいよのイロハの最初の部分ですよ。議会の議決を得ずにやるというようなことは考えられないことでありますけれども、そういったようなことで、この件につきましては私ども監査委員といたしましてはその対象にもしてなかったし、なかなかよう見つけなかったというところでございます。

（３ 番田邊哲夫君「はい、結構です」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

橋本保君。

○９ 番（橋本保君） 私も一つお聞きをしたいと思います、この問題については自治法上の問題があるわけですが、どの議案についても「失念」という言葉で書かれております。田邊議員のほうからもありましたが、うっかりということであります。それとか町長のあれでは判断ミスという内容になっているわけですが、確かに１件や２件の案件というか、でしたら、うっかりしたなというふうなところもあろうかなというふうには思います。ただ、１４件も５件もということになれば、うっかりでいいのかなということを私ども思うわけであります。

したがって、そういう部分について、自治法上の問題をどれだけ認識を、職員の皆さん含めてされていたのかなというところを一つには思うわけであります。ですから、そういった点について、言葉的に言えば勉強不足、あるいは知識不足、そういった部分もあったのではないかなということも懸念をするわけではありますが、その辺について見解があれば

お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 確かに議員さんおっしゃられるとおりでして、これは地方自治法、あるいは条例の、議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例、そこをもう少し研究もし、勉強もしておればこういうことはなかったらというふうに思っております。

ただ私も、十和の役場に入りましてから40年近く行政の職員をやっておりますが、消耗品が財産という観念が本当にありませんでして、このことが起こってから県の市町村振興課のほうにも問い合わせもしたところですが、本当に自分が思い込んで、思い込みによってのずっと案件が続いてきたというふうに思っております。事務のなれ合いといいますか、そういったものによって引き起こされたところでありまして、今後につきましてはこういうことのないように、なお職員が気を引き締めて、法に違反することのないように十分気を付けてまいりたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 今、お答えをいただきましたが、いずれにしても、今更追認をしないということにはならないだろうというふうに私も判断をします。いずれにしても議会を一定軽視という面も否めないかなということもありますので、今後は十分注意をされて行政運営、執行に携わっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号平成20年度電源立地地域対策交付金事業小型ポンプ付積載車整備事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第 76 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 77 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 77 号平成 20 年度窪川学校給食センター配送車両（2 t 車）購入に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第 77 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 78 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 78 号平成 20 年度窪川学校給食センター小型備品購入に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第 78 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 79 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号平成20年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号平成22年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号平成24年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８９号平成２５年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第８９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案８９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８０号焼却設備１号炉バグフィルターろ布購入に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第８０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８２号焼却設備２号炉バグフィルター用ろ布購入に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第８２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８１号ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス売買契約の締結についてを採決します。

議案第８１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８４号ケーブルシステム整備事業に係るデジタルセットトップボックス売買契約の締結についてを採決します。

議案第８４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８５号平成２３年度から四万十町内の小学校で使用する指導書等の売買

契約の締結についてを採決します。

議案第 85 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 86 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 86 号焼却装置用火格子購入に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第 86 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 87 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 87 号平成 24 年度十和複合施設備品事業（既製家具）に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第 87 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 15 議案第 90 号四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、酒井祥成君。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました議案第76号から第89号までの14議案につきましては、地方自治法によりその都度議決を得なければならない議案でございます。特に昨今、法令順守、いわゆるコンプライアンスが叫ばれている時期でございます。今議会で追認されたわけですが、大変遺憾でございます。執行部においては、今後このような失念などがないように細心の注意を払っていただくよう議長より議会を代表し、警告をいたしておきたいと思います。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第16 議案第59号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） それでは議案第５９号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について質問してみたいと思いますが。

一つは、こういう大きな変更のある場合に、意見公募条例もあつたり、地域審議会等に諮問することがなかったのかなという一つの認識不足と、併せて、どうであったかということと、この説明資料の中で、老人ホームの分担金が、今年度３，５００万をかけて窪川荘のショートステイの３床の増床、四万十荘の２床の増床という計画の下に金額も変更になるわけでありましてけれども、これはあくまでも敷地内というお考えの下でこういう計画を立てておられるのかどうなのか。それぞれの、窪川、四万十荘のお考えも、それぞれの敷地内なのかどうなのかという点で答弁をいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは一点目の、今回の計画の変更に当たって意見公募手続条例に基づいた、役場としての、行政としての手続をしてなかったのかという質問であります。

意見公募手続条例。この対象要件というのは、当然町民の生活にとって重大な影響を与える場合には対象になるわけですが、今回の３件については、計画上重大な変更ということにはなっておりますが、それぞれ当初予算の審議であるとかそういった段階で、一定内容についてもお示しもしてきたという判断の下、意見公募手続条例による条例上の手続はしておりません。

併せて地域審議会のほうですけども、こちらのほうにもこの案件については報告も諮問もしておりません。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 高幡西部特別養護老人ホーム組合の分担金に関係ですが、私、組合長をさせていただいておりますので、私のほうからご報告をさせていただきます。

議員さん、敷地の内部でそれぞれ増床を行うのかということでございますが、非常に敷地も狭うございますけれども、何とかやりくりをして、敷地の中でやっていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

企画課長の答弁の中で、大きな変更であるけれども、意見公募もしていないし審議会にも掛けてないということですが、これ、あくまでも執行部のそういう考えの下でしょうが、確か、大きな事業等については意見公募手続条例をするんだというような、私の受け取り方です、あくまでも条例の。それが、執行部が、いや、大きな事業やけども、それに及ばんだろうとかそういう判断をされると、せっかくの条例が生かされていくのかなという思いです。確かそういった大きな事業等については意見公募を行うということになってましたんで、執行部の判断で、いや、構んのじゃという判断はどうかという点を私はいかがかなというふうに思います。

それと、大きな事業の場合には確か、いわゆるPDCA言いますか、計画・実行・PD C、忘れました。要するに横文字、要するに経過、計画があって、実行があって、見直しとかいろいろあるわけだと思うわけですが、これをやることによってどうなのかとかいうのをしっかりと資料の中に残していくというのが、また、提案もするというのが確かまちづくり基本条例でうたわれてる条例の内容だと私は受け取っていますが、そういった意味で、執行部の、ただ、思い込みだけで、いや、これは構んのじゃ、説明もする必要がないというのであれば、条例が執行部の恣意的に判断される恐れがありますので、そこら辺の捉え方をどう考えるのか、答弁ください。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 議員ご指摘のように、この意見公募手続条例、重要な案件については町民の方の意見を求めるという趣旨の下、制定をされているわけですが、昨年度この意見公募条例に基づく案件が2件でした。その前は6件ほどあったわけですが、確かに昨年度の状況を見てみると、少ないというふうに所管課としても思います。率直に思います。

こういった条例改正等があった場合には役場の法制審議会、そちらのほうにも掛けて、意見公募の対象にしていくのかどうかといった、ほかの課の職員の意見も聞きながら、参考としているところではありますが、先ほど答弁申し上げましたように、この三つの案件については新規事業ということもあって、予算等でも説明もしてきたということもありまして、意見公募手続を見送ったところでもあります。

それから、PDCAサイクルということで、こちらのほうについては行政評価条例の中で、大変多くの事業を実施しておりますので、毎年度テーマを絞ってチェックをし、次の

事業に結び付けていくということはしております。先ほど申し上げましたように、新規の事業でありますので、これからそういった行政評価条例に基づいて、事業の点検はしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 企画課長から再度答弁いただきました。

確かに私も意見公募手続条例を踏んで、町民に意見を募集しても件数が少ないというのは、資料として把握をしているわけですが、少ないから今回はということであっては私はならんし、では少なければ、じゃ、意見をどう聴取するか。多くの方々に意見を求める方法というものも模索をしていかんと、せつかくの条例が、この前の一般質問でやりましたけれども、より実効あるものにしていかにと、少ないから今回はええやとかいうことであってみれば、せつかく作った、それぞれ執行部、議会とも練り上げて作ったまちづくり条例等もろもろの条例が生かせていかないということにもなりますので、少なければ、どうしたら多くの意見が集まるやというところまで考えていかんと、私は作った意味がないという点で、企画課長に私は答弁求めるつもりはありませんけれども、町長、そういった意味で条例は作ると思うんですよ。作ったら、それでおしまいじゃなくて、それが十分反映されてなければ、どう反映していくのかというのをやはり執行部、議会ともども考えながら取り組んでいくというのが、これは条例の、本当の意味の条例ではないかなというふうに思っていますが、町長のご意見をお聞きして、質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 今回の案件については課長のほうから答弁を申し上げたとおりでございまして、そういった考えに基づいて意見公募手続に付してなかったということでありまして、今後の考え方としましては、一般質問の中でもございましたけれども、住民自治の基本というのは、住民がいかに行政に参画をして、自分たちの思いを反映していくかということから考えれば、意見公募手続条例というのは正にその一つの手段でありますので、重要な案件につきましては極力そういった形で、住民の皆さんのご意見も聞いて、行政に反映をしていきたいというふうに、それを基本としてまいっていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） お答えさせていただきたいと思います。

今回のこの促進計画ですが、冒頭、意見公募を行っていないというふうに申し上げまし

たが、ちょっと確認させていただきまして、やっております。大変申し訳ありませんでした。答弁が。大変申し訳ありませんでした。8月2日から16日間、2週間にわたって意見公募を行っております。またこれの意見については、町民の方から特にご意見はありませんでした。2回の答弁については訂正をさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

(3 番田邊哲夫君「休憩取ってくださいや。すみません」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第17 議案第60号四万十町子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） 四万十町子ども・子育て会議設置条例の制定について質問いたします。

ご承知のように、これは昨年、子ども・子育て支援法が制定されまして、それに基づく条例だと思います。私は、これは野田内閣のときにもともと別の法案がありましたけれども、消費税導入と引換えに自公案を丸のみしたという形で作られた法律でございます。内容は、財源は消費税を０．７％ですか、１０％のうち０．７％、０．７兆円を充てるといふような内容で、ちょうど消費税の、どう言いますか、引き上げの時期と同じ時期に発足するということで、市場原理と併せて、非常に余り面白くない内容を含んでおります。ただ、こういう法律ができた以上、こういう条例に基づいてしっかりとした、どう言いますか、そういう会議、ものをつくって、それに基づいて、そういうしっかりとした、地域の要望に基づいた保育行政ができたらええなとは思っております。

そういうふうな観点での質問なんですけれども、今後保育の質を上げてほしいというふうな要望があれば、結局それは消費税導入と引換えになっていくというふうな性格持ちゅうもんで、大変おぞましいものだと思っております。ただ、この条例に基づいて、そういう会議がしっかりとした子どもの要求、地域の父母の要求に沿った運営ができるように、しっかりとした組織にしてもらいたいというふうの一つは思っております。

そういう点で、そういうことについての認識をどういうふうに持っているのかということと、それから、これは小規模保育といいますか、小さな保育でもつくれる、認可できる内容を持っているんじゃないかと思っておりますが、それについてのお考えと、それから、現在ある保育所、幼稚園についてはどのように運営されていくか、その点についてまずお尋ねいたします。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） お答えいたします。

今回は子ども・子育て会議ということで、昨年議員おっしゃった子ども・子育て関連３法の関係の法律に基づいて、四万十町が四万十町内の保育行政、あるいは保育サービスについて実施計画を作るものでございます。そういったことで、今回施行するのが平成２７年４月からとなっております。

おっしゃったように、関連法の財源については、まだ、消費税が上がると想定した中で０．７兆円プラスアルファで執行するものでございますので、今現在といたしましては、各自治体とも子育て会議の条例を設置することを努めるという条文で、本町については設

置し、25年度、今年度保護者を対象に、保育あるいは放課後児童対策、妊婦健診、この三点についてある程度情報収集、それからニーズ調査を行いまして、その分析結果に基づいて、来年度、独自の市町村計画を策定するものでございます。そういうことで、現在、町長もおっしゃったように、四万十町においてはある程度、県下レベル以上の子育て支援対策を一般財源で行っておりますが、それを維持しながら、ニーズに応じた、ある程度求めるものについては実施していきたいとは考えておりますが、それについても、それぞれの予算の関係、それから地域の要望、そして、この会議での意見なども十分考慮しながら、実施計画に盛り込んでいきたいと考えております。

この計画の中では、四万十町内には11か所の保育所、認定こども園がありますけども、それについては現在、県の認可保育所、認定こども園として成り立っておりますので、この部分については制度が変わっても変わるものではございません。

ただ、これから、今おっしゃっている小規模保育、これについては、新しくもしつくりとすれば、小規模保育、15人以下の保育所については町が認可して、ある程度基準を設けて、認可すれば設置することができるとなっております。その認可基準についても、これからそれぞれ決められるであろうと思いますけども、そういった小さな事業を町がどうするかという考え方についてはこれからの協議になると思いますけども、現在、小規模保育として認定するかしないかというのは、新たな地域に小規模保育所を建てるかどうかということが本町の課題だと思います。今現在、11か所の保育所の中で、小規模保育所に該当するというのはありませんが、15人を下回っている保育所は1か所ぐらいありますので、それについては、15人を下回るから小規模保育所という形は取るんですけども、県の認可を受けてますので、認可保育所としての扱い、現在の保育サービスは維持していくというような考え方でございます。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 現在の保育所、幼稚園はそのまま維持されるということで安心しました。

これはもともと大都会の、たくさんの幼児待機者がおる中で、ビルの1室でも保育所として認めていくというふうなことを想定しての法律だと思っております。そうなれば、例えば3年ぐらい前に若井川の保育所が廃止されて、統合されてますけど、そういうことも復活する、やろうと思うたらできるということでしょうか。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 四万十町におきましては、合併以来10人を切れば地域に赴いて、保護者、地域の同意を得て閉園していた過程があります。

この制度でも、3人でも5人でも、いわゆる保育ママとか家庭で保育ができるという制度は確かにありますけども、果たしてそういう制度をそこへ持って行って実施できるかどうか。

それから、1人当たりの給付額、つまり1人当たり例えば10万円とか、1人当たり幾らでお願いしますというふうなことができるかどうか。現在では私立保育所、公立保育所含めて、多くの一般財源をつぎ込んで運営されております。そういうことで、1人、2人の園児について、その地域で保育ができる環境にあるのか、また、集団保育ができるのか。ここで言う、議員おっしゃった保育の質の問題、そういったことも含めて、また計画の中でどうすればいいのかというような議論が、これからやはり全国的に過疎地域の小規模保育、過疎地域では過疎地域ならではのやはり課題がありやしないかと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 分かりました。こういう会議といいますか、条例ができて、近い将来のことだと思いますけれども、そういうしっかりとした組織にしてもらいたいなと思っております。

これは、それで、特に今要望の強い学童保育にも関わってくる問題ですよ。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 当然これには議員おっしゃった就学前の支援対策と、それから就学後の放課後児童対策。高知県では放課後児童プランと言いまして、放課後児童クラブ。多くの人数を抱えている学校については放課後児童クラブで対応していますけども、本町の場合、小規模校が多いところでは放課後児童教室ということでやっていて、現在、教育委員会と町民課のほうで所管をしておりますけども、来年度以降については、町長申しましたように、この制度にのっかって一元化、組織の一本化、そういったものもこの法律の趣旨にありますので、実行していきたいと考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 同じ議案で質問いたしますが。

岩井議員からも指摘がありましたけれども、国はまだ財源的にも特定されない、いわゆ

る１０％の、消費税が上がることを想定しての計画です。一応国会では来年４月から８％ということも決まっていますが、付帯決議もあって、やるかやらんかは総理がどう決断するかということが今問題になってます。

そういった中で２７年の１０％を見込んでの財源の見込みだということになってきます。もし８％のままで行きゃ、どうならやという問題も出てくるわけですが、財源的に。そのことは国が決めることだからと言うかもしれませんけども、そこまで、今回設置をするという努力義務とはいいいながらも、本町は設置するんだと。そういった財源も見込んでという思いでしょうが、もしもということも想定をしての今回の設置なのかどうなのか。

併せて、ちょっと文言的に分かりませんのでお聞きしたい。資料の５ページです。「特定地域型保育事業」というのがあります。確かに今、岩井さんから言われたように、都市部では大変な児童が待機をしています。国の考えは、民間導入を進めながら待機児童ゼロを目指そうというのが国の基本的な考え方です。そういった中で本町がどうするかということは今、今回提案されてますが、町が認めた家庭的保育事業のがあります、事業の中に。じゃ、イメージ的にはどうなのか。町が認めるということは、財源的なものも含めて保証してやるから家庭的保育事業もやってくださいやというのかどうなのか。

併せて、利用料金の問題があるわけですね。民間が事業を実施した場合に、町が利用料について、それはいきませんということは言えなくなるようなこの計画じゃないでしょうか。そこらあたりが、本町は児童が少ないから保育園を統合してきました。私の地元もなくなりました。都会では、入れないから、高うてもしょうがないという思いの方も出てくるわけですね。本町の場合は児童が少ないから統合してますが、そういうことです。利用料金は、町が、こういった民間が保育をやりたいと、こんな事業をやりたいというときに、利用料まで制限を加えての、認めていくのかどうなのか、その点についてお答えを下さい。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 今回のこの条例ですけども、既に法律が施行されておまして、その法律の中でニーズ調査の各自治体の義務付けというものがあります。ニーズ調査については今年度中にやらなければならないという、やはり国・県の指導もありますので、これについてはニーズ調査を基に、この子育て会議の中で分析・調査、そして意見も求めていくというようなスケジュール的なところがありますので、今回はこの時期に上げさせていただきましたし、この会議については今年度で終わるわけではありません。ずっと国の

法律が続く限り、ある程度ずっと経過も追って、毎年のように開くだろうと考えております。

それから、特定地域型保育事業という、ちょっとやはり私が考えるには、この制度は今の保育、現在やられている四万十町の保育サービスの現状は、スタート地点では余り変わらないと思うんですけども、事務的なレベル、システムとか、それからいろんな用語、言葉、それについてはかなり制度のからくりが変わってきやしないかと思っております。議員ご指摘の特定地域型保育事業というのは、先ほど岩井議員がおっしゃったような、町が認めた基準において小規模保育を新たにやるとか、2、3人やったらマンションで保育ママ事業をやるとか、そういったことで待機児童、あるいは過疎地の遠距離通園対策とかいうものをカバーしていく事業のことだと思っております。

この基準についてはまだ示されておられませんので、今の市町村がどれだけの認可基準をもって認可するのか、料金はどうかということは今現在ちょっと国のほうで精査中だと考えておまして、県のほうからはこういった概要についてのみ説明を受けておりますので、今は国のほうでは多分省令のほうを、もうすぐ発表できるかなとは思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

例えば非常に、資料の10ページ、財源の問題ですが、0.7兆円のうち0.4兆円は、それは全国の0.4兆円になるわけですが、施設整備を促進せよ、保育の量を拡大する。0.3兆円は職員の処遇や配置などの改善、保育の質の向上を図ることに書いてますが、じゃ、具体的な、課長向いて言うたら、町長、どういう、本町では内容になっていこういう、財源がもし入った場合に、どういう考えの下でこの制定を考えておられるのか。

併せて、課長から答弁ありましたけれども、私の、特定地域型保育事業の中で、家庭的保育事業と小規模保育事業など、居宅訪問型保育など、様々な事業が新しくなったらできますよと書いてますよね、一応計画では。例えば、家の中で広い部屋が空いたと。子どもも育ててしもうたと。ある程度、当然基準クリアした、例えば職員の、保育士さんのOBさんらが、うちでやろうじゃないかと、地域の子どもたちをいうのが私は家庭的保育事業かなというイメージです、分かりませんので、内容が。小規模は、例えば大奈路や地域の小学校が統合されたと、活用もされてないと。そんなところを利用して、小規模で免許持った人たちでやろうじゃないかと、そういうのをイメージするわけです、言葉的には。だけど、できれば、せつかく提案をされているのであれば、そこそこの内容を知った上で

提案をしてみてほしいなというのが町長、私の考えですが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 条例の説明で十分ではありませんでしたので、追って追加資料として一番、二番ということでお配りしましたけども、これについてもまだ十分でない、なければ、すみません、また後日、この詳細については皆さんにお配りしたいと思います。

議員おっしゃったような、これはまだ四万十町での計画ができておりませんので、この資料については全て国の資料の概要、あるいは法律の内容について書かれておりますので、大都会であろうが本町であろうが、そういったことができますよというような種類の内容で、これをはっしょって一つ、二つの事業に組み入れたものではございませんので、こういった全ての事業が可能やというような法律と考えていただいたらいいんですが。

例えば、まだ基準とか人員配置なんかも示されておられませんけども、マンションで、保育ママでやる場合に、そしたら3人で1人の、0歳児やったら1人だけおったらいのかというようなこともどうなのかと。給食もありますし、それから施設の状況とかいろんなことがありますので、当然調理をする人、それから施設の様々な基準、それから今で言う保育士の免許の問題とか、そういったことも含めて、これから細かく示されてくるだろうと思いますので、この示される時期がまだ、今年度末ぐらいかなとは思いますが、そういったときにはある程度皆様にまた細かいことで順次報告させていただいて、いきたいと思います。今のところではそういったことしかよう答えませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

（3番田邊哲夫君「はい」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号四万十町子ども・子育て会議設置条例の制定についてを採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第18 議案第61号四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第19 議案第62号四万十町税条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第20 議案第63号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは議案第63号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、大分前から説明資料をいただいています。大変、条例ですので、多くの訂正箇所もあるようですが、十分な勉強をしておられませんので、お伺いをしてみたいと思いますけれども。

今回の改正は、25年度より所得割の算定方式が旧ただし書き方式に一本化されたことによる規定の整備を行ったものだというのが書かれています。またもう一方では、金融

所得課税の一体化を推進するため、金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算範囲の拡大など、金融所得課税の見直しに伴う規定の改正が行われましたということでの説明資料をいただいておりますが、言いましたように、内容がよく分かりません。

言いたいのは、株式等の規定が改正になったということのようですが、改正することによって本町では国民健康保険税が増えるのかどうなのか。24年度の中でも結構ですが、これに該当する世帯というのはどれくらいあられるのか。それとも、ないけども、今後想定されるのでということの条例もあるわけですが、実際どうなんでしょう。改正によって健康保険税は増額の予定があるんでしょうか。町長、答弁ください。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） お答えします。

一言で言いますと、今回の改正によりまして、国民健康保険税が増額になるという方はございません。なぜかといいますと、金融所得課税の見直しが行われたということで説明資料にも書いておりますが、結局金融商品に係る改正です。ただ、施行は平成29年からになります。金融所得に対しての課税につきましては、20年度ごろから税制の検討課題でありまして、改正を、国のほうで案を練ってきたところなんです。平成25年の1月1日から今の金融商品、株式とか、これへ書いておりますが、公社債とか様々な金融商品があるんですが、その課税方式が今のところ一律ではありません。例えば公社債等今回の改正によりまして課税の対象になるんですが、今のところ、29年までは非課税というような状況です。こういうところの金融商品を、その課税内容を一体化して、投資家の方について、税制面でどの商品に投資しても公平にしようというのが改正の趣旨でありますので、今回の改正、最初に言いましたように、国保税も結局所得で考えますので、所得の、そうですね、今回の改正によって金融商品の所得が増えるという方は基本的にはないので、増税にはならないということです。

なぜ増えることがないかといえ、結局金融商品、損益通算をするということで、通常は金融商品ほとんどのものが源泉徴収されております。もうけたというたらちょっと言葉悪いかもしれませんが、金融商品につきまして、源泉徴収が基本的にされますので、それで利益が出た方は源泉徴収で税の申告は終わりということになります。損をされた方、その方については、ほかの例えば株式でもうけた部分があれば、それと損益通算ができるということになりますので、損をした方に限って分離課税で今度申告ができるようになるという、そういう改正でありますので、申告する方は当然所得が下がるということで、所得

が上がる方については当然申告をしなければいいわけですので、国保税には影響は出ないということです。逆に言えば、金融商品をやっている損失を出した方については、それを出しますので、所得の減額になり、損失分は減るということで、国保税も下がるという。そういうことで、増額する方はないですが、下がる方は出てくるんじゃないかというところですよ。

ただ、金融商品、四万十町で今そういう所得がある方なんですけど、10名から20名程度、これははっきり把握できません。申告する必要がないので、源泉分離されてますので、もうけてる方は申告してない可能性もあります。25年度で申告された方が10名ないし20名ですので、その方たちは当然損失分の申告をしておりますので、国保税についても住民税についても安くなっているという状況ですよ。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 担当課長から詳しく答弁いただきました。聞いておっても十分納得なのか、分かりかねますが。

私も大体年1、2回はカブを畑で作ってますけれども、これはすぐに腐っていくわけですが。要するに結果としては、今回の改正は、株をもうけても、風よけするがやなくて、株でもうけた人を助けて、結果的には、そういう、簡単に言えばですが、ちょっと答弁がよく分かりませんので、簡単にかみ砕いて言えば、負けた人も分離課税で税も安くなるぜよという税制改正であるということの、今の答弁の中で私はかみ砕いて聞きましたが、そういうことでよろしいですか。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） すみません。簡単に言えば、個人投資家、株をやったり、国債なんかを買う、そういうところに資金を投入を進めたいという意向で、結局それに対する税の優遇制度をある程度していったということです。

つまり今、国民の多くの方は貯金というのが多いんですが、そのお金をできたら投資に使ってもらいたいというのが根本にあります。

以上です。

（3番田邊哲夫君「よく分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第21 議案第64号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは議案第62号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてですが、町民の方には分かりにくいかと思いますけれども、私は説明資料をいただいておりますので分かるわけですが、いわゆるケーブルテレビを導入したときには、今までは総務省の補助金等もあったので、家庭までは引込みを無料でしましょうということでやってきたと思います。

しかし今回、ケーブルテレビができてから2年か3年経過をしました。そういった中で、新たなケーブルを付けたいという町民がおられる場合に、今度は改正をして、例えばクロージャーという、いわゆる最終の地点で、そこから引込むようになるそうですが、引込線が150m今度の家、引込まないかん。そういうときには100mまでは公社が無料でやっちゃりましょうと。しかし、50mについては設置をする町民が負担をしてくださいよという内容の条例改正になってきます。これが1kmも離れてたら、900mは個人が負

担してくださいよということの条例改正にもなるわけですが。

大体この150mという例が出されてますが、50m大体引込みをする場合に個人負担というのは大体……。ごめんなさい、2万円を超えない範囲でということで、最大1kmあったら、2万円を出してくれたら引込みをしましょうという内容でしょうか。ちょっと、ごめんなさい、違う。今はそうじゃと。しかし、今度の改正は、要するに100mを超えたら全て個人が負担してくださいよということのようですが、大体、基本的にです、場所によって違うかもしれません。また支柱立てる状況でも違うかもしれませんが、おおよそ今までの経験の中で、大体1m余分に引くことによってどれぐらいの負担額になるのかということを、できればお示しをしていただきたい。この例でいえば、50m引き込んだら、50mは負担してくださいよと。大体50mはどれぐらいの負担になりますよということを誰か答えてください。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の条例改正ですが、ケーブルテレビに今未加入の方にとっても、ほとんど影響はない改正となっております。といいますのは、まず町内に約8,800世帯ほどありまして、その各ご家庭の近くまで幹線がほとんど行ってます。100m以内に幹線、クロージャーが行ってますので、町内にお住まいの方にはほとんど条例改正の部分は影響ないわけです。

ただ議員からも説明がありましたように、100mまでは今回公社のほう負担をしますし、それを超える部分について加入者に負担をしていただくということです。ただ、工事の2万円は生きております。ここの部分は生きております。仮に10mの引込みが必要ということになれば、2万円は個人が負担しなければなりませんし、残りについては公社のほうで負担をしていくということになります。

今回、100mという基準も設けているわけですが、100mを超える、先ほど言われました50m、ここの部分について負担をいただくわけですが、大体メーター5,000円ほど要ということです。したがって、2万円加えての25万で、今回こういったケースでは、新たに加わる方のご負担をいただくということになります。

以上でございます。

（3番田邊哲夫君「はい。内容は分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） これは私は、県が今非常に移住・定住対策を非常に推進をしておりますけれども、県外から来られて、Iターン、あるいは、されて、空き屋対策なんかで、使用してないところ、部分について、非常にこれから活用が見込まれるというような中において、個人負担が余り大きくなりますと、定住する方もなかなかやりにくいというような問題も起こりますけれども、そういう中において一定の助成策といいますか、定住策に関する助成が見込まれないと、これはなかなか難しい問題になろうかなというふうに思っておりますが、その点は十分考慮した上での条例制定かどうか、そのあた리를含めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 確かに移住とかで来られるケースもあるかと思いますし、それもそうですが、別荘とかそういったことも想定をされます。ただ、電気、水道が来てないと、移住する方もそういった要件をまずは確認をしますので、まずは電気、ガス、水道が来ているところにそういった、空き屋もそうですけれども、判断をして来るとしますので、先ほど申し上げましたように、今回仮にそういったケースが起こったとしても、町の負担ということは考えていくべきだというふうに考えてます。お隣の黒潮町さんなんかはこういったケースを想定して、同じような内容で条例制定もしておりますので、とてつもない遠いところに家を建てるということはまず想定されないと思いますので、この条例の中で応分の負担をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） よく分かりますが、私はここの中に書いてあるように、「近隣自治体の実態と比較し」とこう書いてありますけれども、やはり四万十町は四万十町としてのそういう条例の在り方というものがあってもしかるべきだというふうに思いますが、これはこれで仕方ありませんけれども、こういう書き方はどうかなと思います。

それと、やはり移住を今本当に進めようと、あるいはそういうことを考えた場合に、ある程度のそういう移住者に対する助成といいますか、そこも含めて考えていかないと、幾ら移住してくださいと言っても、徳島県でやっているような形は余り難しいかなというふうに思いますよ。今、特にパソコンを使ったりいろいろして、そういう企業起こしとかをやっておりますが、そういう中でこれは絶対必要なものであるというふうに思いますが、それが余りにも負担が大き過ぎてなかなか難しいと。空き屋対策にしても、空き屋を改修して、自分でやらないかんという問題も出てくるわけですから、そこも含めてやはり検討

した上で、いろんな政策をその中にまた、例えば商工業では難しいかも知れませんが、いろんな、企画課の中で考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、もし答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 移住者に対しての補助ということになりますが、企画課のほうでそういった事業、構えております。ケーブルテレビに加入する場合は加入金4万円と工事費が現行では2万円ということになっておりまして、移住者については半額を町が補助するということになってます。

先ほど申し上げましたように、ほとんどの、空き屋も含めてそうなんです、幹線のクロージャーから100mぐらいのところにほとんどの家がありますので、移住者の方には先ほど申し上げましたように、半額補助の制度がありますので、こちらを活用していただきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第22 議案第65号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を

行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） では、議案第65号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてですが、町長、私はいつも思うのは、確かに議員は資料をもらってから、議案等に関してはその間にもったらいじゃないかという考え方も成り立つわけですが、例えば今回の議案についても、私は大正地区の人間ですが、調べたら調べられると思います。田野々というのはあそこじゃいうのは分かりますが、せめて、大正も昭和も含めて、場所的にはこの位置にあるという概略の図面でも付けていただければ、ああ、あそこの住宅かと分かる者には分かりますし、そういう添付の仕方というものは今後考えてほしいということ、苦言をまず呈しておきたいと思います。

それと、今回は教員住宅を廃止しようということです。ならば、除外をして、じゃ、この2軒の住宅はどうするのかということを単純に疑問に思ってます。それらも含めて、もし条例を廃止したらこうするんだとかいう後々の計画も含めて書いておれば、質問、私はしません。しかし、そういった説明がなされてない中で、じゃ、教職員住宅除外して一般住宅にするのかね、壊すのかね、単なる自分の推測でしか資料を見ることができません。

というのが、私の地元にも古い教員住宅から一般住宅じゃと思いますが、取り壊しもせず、みすぼらしい状態で、中津川行く私の地域に、あれは一般住宅になったかと思いますが、そのままの放置。草ぼうぼう。そういうことを私、見てますんで、じゃ、除外した後、撤去するのかよ。そこら辺が一切分かりません。提案でもなかったと思います。そういったところもう少し配慮していただければ時間のロスも、取ることもないし、そこら辺についてお答えください。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課町（岡澄子君） お答えいたします。

まず、議員さんご指摘の場所が分かるものと、そして、あとは、あとどういうふうにご利用するなり、どうするのかということを提案理由の中に本来書くべきで、それについては以前にもご指摘をいただいておりますのに、今回またこのような提案になりまして大変申し訳ございません。まずそれをおわびを申し上げます。

まずこの教員住宅は、提案理由の中で、田野々につきましては38年建築で大変老朽化をしておるということで、入居者の見込みは、現在、大正地区に教員住宅がある中で、現

在4戸、これを含めて5戸ほどが空き屋という状態でありますので、今後、一番古い、現在四万十町内でも古い教員住宅になっておりますので、今後入居は見込めないということで、この活用等について大正の総合支所とも活用方法も検討いたしましたが、今これという活用方法もございませんので取り壊しをということで決定をいたしております。

昭和の教員住宅につきましても42年の建築でございまして、町内の中で2番目に古い教員住宅となっております。この近くに町の住宅がございまして、そちらのほうはまだ古い、38年だったか、ちょっとすみません、きちんと年度把握いたしておりませんが、かなり老朽化で、現在その方々は住み替えをしていただいて、建て替えをする予定をしておりますが、1名の方がまだ住み替えというところの了承を得ていないということで、当面はこの教員住宅に住み替えをしていただいて、新しく町営住宅ができたときにそちらに入っていただくという形で、近くで住み替えをしていただければということで、十和の総合支所のほうではご本人との協議を進めているという状況にあります。もしご本人がここには入らんということになれば、取り壊しをしたいというふうに考えております。十和地区につきましてもこの住宅を含め、6軒の教員住宅が今空き状態ですので、今後、一番古い教員住宅ですので、入居の見込みがないということで取り壊しをする方向で、これにつきましては、条例で今回認めていただきましたら、利用がなければ取り壊すということで、十和の地域振興課のほうで25年度の当初予算には計上いたしておりますので、理由がなければ取り壊しをしたい、いずれも、2棟とも取り壊しの方向で決定をしているところです。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁いただいて分かりました。

大正地区は大体この前聞いて分かりましたが、壊すということに今、次長から答弁ありました。

じゃ、壊した後どうするよというのが、先ほど言いましたように、そのまま、何も手付かず、そのまま放置された建物というのは、ある面では近隣に迷惑になる可能性もあるわけです。ただ私言うのは、自分の地域の体育館の横の中津川線に1戸、あれは教員住宅、もう除外したと思うわけですが、一般住宅、これ、町長の問題になるかと思いますが。今後そういった、解体した後の土地、また、そういった老朽化した建物を、そのままに置いて放置してる建物等について、町長は今後どんなお考えを持っていますか。今回の議案でもそうですが、じゃ、解体した後どうするかまでの、一つの将来計画というのがないと、

取りあえず条例改正して教員住宅から除外する、それで一般住宅にする。壊すということですが、土地はじゃ、どうするか。そこら辺の計画を立てた上で提案していただければありがたいなというふうに思いますが、取り壊した後の土地の問題についてお答えください。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 教員住宅も含めて、公共の建物で大変古くなる分がこれから出てまいりまして、耐震、防災の面から見ても、取り壊しをしなければならない建物が出てこようかと思いますが、その後の、更地にした後の維持管理については、付近の方に迷惑を掛けたくないような形で管理を行っていかねばならないと思っています。

その後の用途については、できれば地元の方々の意向もくみながらということになってこようかと思いますが、要望があれば売払いとかそういったものも含めていかねばならないというふうに思っております。

大規模に土地がまとまったところであればいろいろ活用策も考えられるわけですが、一軒家を取り壊して、その分が更地として残ることになれば、なかなかそこを例えば住宅用地、公営住宅の用地としていくということについても難しい面があるかと思いますが、私とすれば、できるだけ地域の方々の意見も参考にしながら考えていかねばならないと思っておりますが、あちらこちらに財産が分離すると、分散するというのも、これもいかなものかと思っておりますので、先ほど申しましたように、売ってくれという方がいれば、そういった方向でも検討しなければならないのではないかなというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 町長から答弁いただきました。

町長、私は当然地元のそういった町有地を、地元がどう活用するのか真剣に検討してもらおうというのは大事だと思います。しかし、それを、年限を切らないと、町も出費が増えてくるんですね。

私の地元のことを言えば、大奈路小学校が休校になりました。あの広い敷地、地元を活用せよというたち、なかなか方策はないです。と私は思ってます。建物は使う価値はあるかもしれませんが、ただ年限を切って、しっかりとした、地元は、昨日じゃありませんが、集落担当職員がおるんでしょう。年限を切って、活用がなければ購入しますと、競売します。また、要望がある人に売りますとかいうことにせんと、いつまでも地元から活用方法、返答がありません、ありません。借地料は払い続けられないかんという町のそういう体質では、

私は駄目だと思います。しっかりとした年限を切って、地元で考えてくださいと。これまでになければ売りますというところまでしないと、地元はそんなに切羽詰まって、この前も言いましたけど、活用を考えるような地域は少ないんです、はっきり言って。町が入ってもろくて、こんなんはどうですかいうことで入ればまた別でしょうが、自分らで考えろというのは基本的にはありませんので、私の地区は、失礼ですが。ほかのところは知りません。だから、やはりそこら辺はしっかりと、担当職員を含めて、地元の人も含めて検討していただきたいということを質問して終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

これより議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第23 議案第66号平成25年度四万十町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

槇野章君。

○2番（槇野章君） それでは9月補正予算資料から二点ほどお聞きをしたいと思います。

まず3ページのコンビニ収納対策ですが、「四万十町の公共料金の収納について、収納率

と納入者の利便性の向上」とありますが、平成24年度の町民税及び国民健康保険料の徴収率を教えてください。

それと7ページ、拠点・外商体制整備事業費補助金。アンテナショップですが、議会報告でも、執行部だけに売上げの対策は求めんずつ、ちょっと議会のほうもしっかりせいというご意見をいただきました。提案も含めてお伺いをいたします。

一点目としまして、例えば冬場の野菜の少ないときに、特例として暖かい熊本県の山鹿市から野菜を仕入れるとか、岡山県の高梁市から桃の時期に仕入れるとか。せっかく姉妹都市を結んでおりますので、そうしたものを活用した店舗づくりとか、高知四万十会の会員380名に、例えば新米がとれたかいうDMを配送したのか。提案しますが、これまでDMの発送をしたのか。

二点目は、アドバイザー委託料をまた3回増やすという計画をしておりますが、これまでにどのようなアドバイスをいただき、そのことによってどのような効果があったのか、具体的にお示してください。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） それでは私のほうから町税と国民健康保険税の24年度の徴収率についてお答えいたします。

まず町民税といいますか町税、全ての町税になりますが、現年度分で98.4%。滞納繰越分、23年度までの分ですが、これで31.53%となっております。国民健康保険税のほうは24年度課税分、現年度分で94.19%、滞納繰越分で40.49%となっております。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは私より補正予算の資料の7ページ上段、拠点・外商体制整備事業費補助金（拠点ビジネス事業）についてお答えを申し上げます。

まず一点目のご質問は、交流のある姉妹都市とか四万十会などへダイレクトメールなどを送っているのかというご質問でございますが、現在までそういうことをしたことはございません。

それからあとの、もう一点のアドバイザーの関係と一緒にまたお答えもさせていただきますが、このアドバイザーの今回の委託料は、3回分を追加でという形で計上させていただいております。今年に入りまして、高知県の産業振興アドバイザー制度というものがございます。このアンテナショップにつきましてはやはり専門的な意見もいただかなければなら

らないということで、県のアドバイザー制度を活用させていただいて、県の費用にて3回アドバイスを受けております。エフ・エム総研いうところがあるんですが、そこで、アドバイザー迎えて、その方に行ってもらっております。その方は全国のJAの直販所などへアドバイスをしているほか、本町のみどり市のほうにもアドバイスをいただいているそうでございます。それで3回分と。

これまで、その結果どういうことになったのかというご質問もございました。3回高知市の店舗のほうにおいでさせていただいて、その際は、本町の渡部副町長が拠点ビジネスの運営協議会の会長をしておりますので、副町長も一緒に行って、お話を聞かせていただきました。

いろいろと厳しい意見がございまして、やはり「コンセプトが不明確」と、「直売所とアンテナショップというのがちょっと中途半端」なというご意見をいただきました。それで、「こだわり感がない」とか、それと、「建物の様子から見て、入ってみたいというような雰囲気ではない」とか、いろいろとご意見をいただきます。

今後、それに基づいて、そのアドバイスをいただいて関係者で協議をして、こういう、例えば今回同時に計上させていただいております店舗の改装費。そのアドバイスを基に、こうしてはどうかということで計上もさせていただいたところでございます。

それで、これ、お認めいただければ、この改造もするわけなんです、その後でまた引き続き3回、引き続いて同じ人に今後の取組についてまたアドバイスも引き続き受けたいということで計上もさせていただいてるところでございます。

それで、この提案の中の一つとして、やはり生産者と、それから消費者への連絡といいたしましょうか、そこで思いを伝えると、それから思いを伝えてもらうと、評価してもらうという部分がちょっと薄かったということもあって、先ほど一番目の質問でありましたようなダイレクトメールというようなことも考えて、また、それと同時に、生産者から消費者に向けてお手紙を出すとか、それから買ってもらった方から生産者の方にこうこうですよと、こうこう、ここは良かったですよというような評価をいただくというようなことも取り組んでみてはどうかという提案も受けているところでございます。そういったことを今後、ソフト面ではありますが、続けていきたいというふうに、取り組んでみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 槇野章君。

○2番（槇野章君） 現在、全国で50%、約半分の自治体がコンビニ収納を行っていますが、収納率の向上が、上がったという、アンケートでは36.2%ということで、収納問題の中で全体の90%が「コンビニ手数料が高い」ということを上げております。今現在行っていますJA、銀行の貯金引き落としの手数料とコンビニの手数料は幾らなのか、教えてください。

それとアンテナショップですが、「良い作物を作るにはまず土作り」ということも言われます。農家の営農指導が大変重要なと思います。作物の分散や、作物にストーリー性を持ったものづくりが必要だと思います。また、商品知識の豊富なスタッフの育成が急務だと思います。極端な、例えばの話をしますが、ナスがこじゃんと多く入荷したときにはあっさり漬けの素と一緒に売るとか、例えばニラ、米ブタ、卵で、ニラブタセットで410円で売るとかというような工夫ができるスタッフ。やはり店長の考え方、リーダーシップが必要だと思いますが、こういった教育は今まで取り組んでこられたのか、お聞きいたします。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは口座振替手数料、それと、今回のコンビニ手数料についての質問ですが、現在、銀行、JA、ゆうちょ、全て一律10円となっております。今回想定している手数料については、1件55円を予定しております。それぞれ想定件数を検討しているところですが、総額で手数料45万2,000円ほど想定してます。件数は約8,000件ということになるわけですが、何といたしましても、今回このコンビニ収納を計画した大きな理由というのは、固定資産税であるとかそういった部分。特に県外にお住まいの納税者もたくさんいらっしゃいます。そうした方の納付機会が拡充をするということで、特にコンビニ店については24時間営業しておりますので、5時以降の納付機会が拡充できるということで、今回予算として計上申し上げたところであります。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 店舗の売れ具合とかそういったものを把握して、さらに生産材料を増やすに当たりましては、やはり現場にいる店長の手腕によるもの大きいと思っております。

店内での販売管理につきましてはあぐり窪川のほうが役を担って、その下で店長を雇って店を管理しているところでありますが、生産者の方に、携帯電話を使って売れたという情報は入っているんですが、「なかなか伝わりにくい」ということで生産者の方より意見も

いただきまして、店内の状態がよくつかめないと。こちらにおいて市内の店舗の状況が分かりにくいということで、「何か伝達方法を取ってもらいたい」という意見も出されたわけであります。

そこで、毎日ドライバーの方がこちらから朝早く行って、品を下ろしてまた帰ってくるわけですので、そのドライバーを通じて、店長がドライバーに紙を渡して、集出荷場ですか、そういったところで張るなりして伝達をするような方法をお願いするということをやっているところでございます。

店長のほうには当然ながら店を、販売を増やしてもらわないきませんので、あぐり窪川より指導のほうはしております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 榎野章君。

○2番（榎野章君） 手数料が高くなっても、夜間などの納入者の利便性を向上するということですが、町民への告知が大変重要となってきますが、どういう方法で告知をするのか、お聞かせください。

それと、短期的な結果を重視して、やはり売れ筋商品、例えば豚まんなどの販売に重点を置くと、アンテナショップが単なる小売店になってしまいます。地域ブランドの推進の活動という本来の意義を損なうわけですので、販売方法を工夫して、ぜひ成功すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） コンビニ収納の告知方法はということですが、今、納付書の中に「この納付書はコンビニエンスストアでは使用できません」という字句が入っておりますので、そういった文を削除して、併せて、納税通知書を発送する際に、そういったことも告知をしていくということになるかと思えます。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 本町の豊かな食材を届ける、安心・安全、おいしい、「四十町からAAO」の下にやっている店でございますが、やはり売れ筋商品を中心にして、また珍しいものなども売っていかなければならないということは承知しているところでございます。

それで、「店に魅力もない」ということでアドバイスを受けておりまして、19節のほうで、補助金で、整備への補助を計上させていただいておりますが、これは主に外部のほう

にひさし、テント風になると思いますが、巻上式のテントでひさしを付けて、下はヒノキの台を据えて、一見ウッドデッキ風にすると、計画となっています。これで、野菜類についてはとにかく外で、午前中に売ってみようという提案でございます。午前中は朝市のように、外でテントを張る。いわゆるマルシェというものはテントを張ったそういう市場でありますので、しまんとマルシェという形。

それでアンテナショップのほうは店内でということで、昼からもそうですが、店内のほうはお米とか加工品などのまずは味見もしていただいて、売れるような、くつろぎならそういう試食もしていただいて、買っていただくような方策も考えたいと思います。そのための中の、木を使った、ちょっと風にアレンジしまして改造も加えたいと思います。やはり食材はいっぱいあるわけですが、「いろいろと工夫をしなければ売れないよ」ということでアドバイスをいただいておりますので、このアドバイスに従って、また私たちも知恵を出し合いながら売っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） ちょっと今の2番議員の質問と関連しますので、ほかにも手を上げた方がいらっしゃいましたけれども、ちょっと譲っていただきました。

まず今、2番議員が質問をいたしました7ページのいわゆる拠点ビジネスの件について、関連しますので、引き続きお伺いをします。

今回、今、課長のほうからも、屋外で朝市的に野菜を売ってみようということで、いわゆる備品等も構えて、新しい試みということで結構だと思いますけれども、この問題は6月でしたか、一般質問で酒井議員のほうからも詳しく現状どうなっているか、そういったことを質問されましたけれども、そのときの、一つの目安になるといいますか、ちょうど一般質問の前ぐらいに高知新聞のほうに「しまんとマルシェ苦戦」というような新聞記事が載っておりました。それを見て、あのときの課長答弁も、「売上目標の60%程度」という答弁があったかと思うんですけれども、最終的に、1年間マルシェオープンして、予定の、今年は6月議会の後の夏にかけて猛暑で、野菜類が本当に少なくなりましたんで、最終的に売上目標の何十%、パーセンテージと金額をお答え願いたいんですけども、60%、予定より超えたのか、この点をお伺いをいたしたいと思いますが。

それと、もう一点、また野菜のことで恐縮なんですけれども、高知のほうに野菜を送っている方々から、出すもんが少ないと。それから春先にはいっぱいできたもんは、マルシ

エのあたりは激戦区でございますので、返品が非常に多いと。だから、余りにも返品が多い。手数料引かれて返ってくると、何しゅうやら分からんということで辞めた方もたくさんいらっしゃる聞いておりますけれども、いわゆる商品を出して、加工品であれば賞味期限を切れての返品。そういったことの全体の返却率。あぐりから出して、また返ってくる。これ、はっきり今、統計取れてなければアバウトでいいんですけれども、これぐらいは返却があるということをつかんでおれば、これも大事なことだと思いますので。また生産意欲を高めるためには、できるだけ返却率が下がるような手だてをしないと、農家の方々も野菜を出していただけなくなることが考えられますので、この点をお伺いをまずいたしたいと思います。

それともう一点、質問に立ちましたのでお伺いをします。同じく資料の４ページの上段にありますけれども、中山間地域等のシェアオフィス、これについてお伺いをします。

このシェアオフィスについては、今全国各地でいろいろなＩＴの関連企業等を誘致して、学校の空き地、あるいは民家を利用したシェアオフィスが全国的にブームとなっておりますけれども、この点について。今回は新たにシェアオフィス、これは十和の旧広井小学校でシェアオフィスを行っておりますけれども、新たに来られる方は県と町でいわゆる全てを、家賃を負担しましょうと。だから、ぜひおいでくださいという事業だと思うんですけれども、これを３年間無料で、よそから、県外から、町外から来れるという条件で、一般財源から４５０万計上しておりますけれども。

それと、これは新聞に、高知新聞に何か月、ちょっと前ですか、載っていたと思うんですけど、はっきり私、どういった企業が入っているのか記憶しておりませんが、現在は、例えば部屋数があると思うんですけれども、例えばどの部屋に、例えば１部屋とか、あるいは２部屋にどのくらいの企業が既に入っているのか。その点をお伺いして、その方々、既に入っている方々は家賃等はどのくらいかなと。これから新規に入られる方は向こう３年はただですよということなんですけれども、家賃のほかに当然電気、水道、光熱水費はかかると思うんですけれども、この辺の負担等についてまずお答え願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それではアンテナショップ、拠点ビジネスの目標額に対しての率ですが、目標額をまず５，０００万円というふうに設定いたしまして、現在まで、４月から８月までの売上高、それで１年分を割り戻してみますと約３，５００万円。現在

の状況であれば3, 500万円ということでありますので、70%という数字が上げられます。ただ今後、こういう取組もしてまいりますので、それを目標額に向け、または目標額を超すような努力をしたいというふうに思っております。

それからもう一点、野菜などの返却率という、どのぐらい返っているのかという数なんですが、申し訳ありませんが、それは、量は押さえておりません。

ただ、例えばこれから生シイタケが出るわけなんですけど、生シイタケは非常に販売点数が多い、売れ筋の中でもナンバーワンです。一番原木生シイタケが売れますが、反面、傷みやすいということもあって返却も多いわけなんです。そういった対策も取らなくてはならないんですが、ある一定量がないといけないし、そういったものは傷みやすいので返却も多いということで苦慮しているところでありますが、現在は、これはあんまり言うたら、言いにくいんですが、野菜が余り出ませんので、返却するという率も下がるというので、余りいいことじゃないです。前よりは下がってますが、押さえてませんが、返却率というのは減っていると思います。ただ、問題なのは、野菜がやはり出てきにくいという状況でありますので、そこは今後の、ここのお認めいただいたならば、こういう取組も行いながら、生産者の方に出していただけるような魅力のある店にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 資料4ページのシェアオフィス事業に関係をしまして、私のほうから答弁をしたいと思います。

まず広井小学校の現在の使用料についてでございますけれども、これは現在使用しております社団法人と土地・建物の賃貸契約書を締結して、今、運営しておりますけれども、使用目的としましては、このシェアオフィス事業としております。使用料につきましては、維持管理経費分、平成25年で言いましたら、70万円ほどかかっておりますけれども、これを毎月で割りまして、その金額を納めていただいております。それはまた3月末に今年の光熱水量が分かりますので、そのときに、超過した場合には超過分を請求できるというような契約の内容にしております。

それと、この施設の賃貸料ですけれども、それは無料ということにしております。無料という理由としましては、文科省から公立学校施設の整備補助金を受けて整備をした財産については、町が有償で貸し付ける場合は特交納付金相当額以上の基金積立てが必要になるということと、起債の一部返還ということが発生してきますので無料としているところ

です。

現在、部屋数としましては8部屋ほど貸せる部屋としてはあるがですけれども、現状は1部屋に3団体が机を並べて入っている状況で、今、今年の70万円という使用料を今のとこ定めておるわけですが、この金額で若干赤字が出る程度の収入があるということになっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 拠点ビジネスのほうで、新聞のときよりは若干売上げのほうは、70%程度が予想されているということで一安心をしたところですが、町内の住民の方々、いろんな意見も、電話、あるいは会ったときに、やはり四万十マルシェのアンテナショップ、非常に気にされている方がたくさんいらっしゃいます。

その中で、多分先ほど言った、売上げ目標の60%というような新聞を読んだ影響で、非常に苦戦しているという新聞を見た後に、知り合いの方々からそういった話がありましたので、今、課長が言われたように新たな、いろんなことに挑戦していただく。あるいは先ほど2番議員が提案をしましたわね。特に夏場の野菜のないときには、姉妹都市契約をしている山鹿市のほうに相談をしたらどうか、あるいは岡山県のほうからも桃のシーズンには。これは送っていただいて、代理販売みたいなことなんですけれども、品ぞろえという意味において、これは四万十町のもんじゃないけれども、やはり四万十町が姉妹都市提携をしているところの特産品ですよというふうに売るのは何ら問題ないかなと私は思いますので、やはり目標に向かって、そういったいろんなことを、これからアドバイザーの意見も聞きながら、売上目標に近づくように頑張りたいと思いますけれども。

そこで、一点だけまた課長にお伺いしますけれども、ここは四万十町以外の商品、例えば見ても分からない商品がたくさんありますよね。四万十川とかうんぬんとか瓶詰めとか、裏見ると、ちょっと県外で作った商品結構あるんですよね。そういう町外の製品というのは、これ、納品するわけにはいかんと思うんですけれども、先ほどの特例で、山鹿とか桃とかはこれ、別として、一般的にはやはり町内のものを基本的には売するという、これがアンテナショップ。2番議員がアンテナショップの意味も言いましたので、そこあたりの確認を一点お伺いをします。

それと、シェアオフィスの関係ですが、大体分かりました。今は、現状は1部屋に3団体が入って、いわゆる維持管理の光熱水費は年間70万円程度払っていただい

るけれども、これは契約上、現在は、家賃はただということで入ってもらってますけれども、新たな新規の方々には3年たつと家賃が当然これ、発生すると思うんですけれども、今入っている3団体の方も、今から新たに新規に入った方が3年経過したらこれ、多分有償になるかなと。それはまだ何らかの補助金があって、無償でということになるかも分かりませんが、そこあたりの、新規に入られる方々はこれ見ますと、3年間は補助がいただけます。それで現在の、入っている3団体も現在は無料で、家賃は要らないということなんですけれども、3年後には今入っている団体も新規の団体も、家賃についてはどのようになるかなということをお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） アンテナショップの取扱品の中で、四万十町と関係のある、交流のある地域の食品も置いてみてはどうかというご提案もあって、それをどのように考えるかというご質問であったと思います。

やはり基本的に四万十町のアンテナショップでありますので、四万十町産のものを中心に売っていくのは当たり前のことでございます。当然のことでございます。

それで関係のある、交流のある市町村のものを売るというのも、アンテナショップ、つまりアンテナですので、発信・受信ということでもありますので、そういうところと、地域との交流もしているという発信もできますので、これは拠点ビジネスの運営協議会の下で進めておりますので、またそういう提案もしてみて、関係者で話し合いがつけば取り組んでみたい、本当に興味深い取組であると、ご提案であるというふうに賜っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町外の品物が入っちゃあせんかという質問があったけど。

十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

この事業について、ちょっと若干説明しておきたいと思いますが、この事業につきましては、新規参入する団体が県に申請書を出して、県から家賃の50%、それで町のほうから50%の補助をもらって、このシェアオフィスを運営する団体に家賃として支払うということで、その施設には家賃収入はあるようになります。

そういうところで、それと、現在入っております3団体につきましては現在の使用料というか、賃貸料としてはただにしておりますけれども、70万円の使用料をそれぞれの3団体が分担をして払っておりますので、実質的な使用料になるかとは思いますが、ただ、

文科省との関係とか、いろんなところでそういう使用料としての設定はしてないというところですよ。それでよろしいですか。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 先ほどのご質問の中で答弁が抜かっておった部分があります。現在、町外の品物を扱っているのかというご質問があったと思います。

現在、四万十川流域で、先ほども申し上げましたが、拠点ビジネス運営協議会の中で認めたものについては、周辺の地域からの商品も扱っております。例えば、魚類がほとんどないわけですので、干物なども入れているところでございます。

それから、先ほど来のアドバイザーの制度を使ってアドバイスを受けているわけですが、その中でもやはり品ぞろえという点でアドバイザーからも提案をいただいております。「四万十町に関係あるものなども大いに置いてみたらどうか」というアドバイスも受けておりますので、基本的にはやはり四万十町の品を置いとくのが基本ではありますが、その点も含めて協議会の中でまた話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは最後の質問。

今、課長のほうから答弁いただきまして、町内以外の、多分加工品だと思うんですけれども入っていると。これはあくまでも協議会の中で、これはいいだろうという話し合いの中での商品で、そんなに多くはないと思うんですけれども。

そこで、町長に考えとして伺いたいんですけれども、先ほどの一般質問でも、いわゆる6次産業化の意見について質問させていただきましたけれども、自前のアンテナショップですので、やはりもっともっと、これからはあぐり窪川を中心として、いろんな総菜部門もこれから一緒につくっていききたいというような答弁あったんですけれども、やはりもっともっと多くの加工品を町内で作って、それをやはり情報発信のためにも道の駅、あるいはマルシェで売れるように、もっともっと加工についての手厚い町の援助といいますか、方向性を町長のほうから示していただければと思います。

それからシェアオフィスの件で、ちょっと最後のほうが、妙に分からない点がありましたが、最後の質問なんでお伺いしますけれども。そしたら、入っていただける方々の家賃は県と町で、無料だけでも、光熱水費はお金をいただくと。いわゆる維持管理費ですよね。これが、このお金はじゃどこに行くのか。町に雑入で上がるのか。あるいは、先

ほど課長が言われた、今既に入っている３つの団体が、県とかいろんな最初の協定に基づいて今、無料でやっておりますけれども、現在入っている３つの団体も維持管理費に、７０万をそれぞれ３つが負担してやっておるけれども、それでも維持管理費としてはとんとんという答弁だったと思うんですけれども、仮に新しく入ってきた方々が支払ういわゆる維持管理費はどこへ入るのか。この点だけ最後にもう一回お伺いをいたしたいと思います。

それと、運営上のことがちょっとよく分かりませんので、新しく入られた方々の維持管理費と、今入られている方々の支払う、支払ってる維持管理費、それから３年後から向こうになる、有料となった場合のお金の流れ、管理をお答え願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） アンテナショップでございますが、非常に店舗そのものが狭いということもあって、四万十町のいろんな加工品がいっぱいあるわけですが、それを全部よう生かし切れて、紹介し切れてないなという思いも自分はしておるところです。

やはりアンテナショップの部分と直販所とは考え方をはっきりさせまして、直販の部分については、この予算をご承認いただければ、外で売ると。朝市ということで売るようにしてまして、中については、やはり四万十町でいろんな加工食品をチャレンジしておられる方もおいでて、成果として上がっているわけですが、そういった品物をどんどんあそこへ展示をしていって、四万十町の情報を発信させていって、四万十町にはこんな商品があるのか。よし、そしたらこれを買って、またあれやったら大量に仕入れてみたいよとか、そういった役割を持たすのが本来のアンテナショップではないかなというふうにも思っているところです。

直販所の部分は生産者の方々にお金を還元するような形に持っていかなといきませんけれども、アンテナショップについては私はある一定町が負担をしてでも、情報の発信基地として、そういったコンセプトを持ってこれからいかなければならないというふうを考えておりまして、議員さんおっしゃられるとおり、四万十町内のあらゆる加工品を並べて、どんどん来ていただいて、四万十町の良さをそこで見ていただいて、買ってもらって、できれば流通に乗せていくという、そういった役目を持たせなければならないというふうに思っておりますし、今回、この予算は、一つはそういう狙いを持っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えいたします。

すみません。説明の仕方がちょっと分かりにくいかもしれませんが、まず、施設そのものの利用の仕方ですけれども、一般社団法人の方に土地建物を、その方と土地・建物賃貸契約を結びまして、その団体に貸し付けをしております。貸し付けしたその団体がシェアオフィス事業という事業を行っております。

それで、シェアオフィス事業を行っております団体が、そのほかの団体、3団体がそこに入居しておりますして、その方から入居料として維持管理費分相当を今の状況ではいただいておりますが、この維持管理状況分というがも、1部屋であれば6万円とか、1部屋の中に机を1個だけ置いた場合は1万円とか、そういう基準がございまして、その収入ということにしております。

それで、新規入居する方につきましても、県と町からの補助を受けた家賃相当分はこの維持管理団体のほうに入るようになります。そういうふうなお金の流れになると思います。

それで3年後につきましては、特に県のほうが主体になってこの事業を、補助事業については立ち上げていただきましたけれども、3年後に、終わってすぐに出ていっても特に問題はないというふうに聞いておりますので、そこらあたりについては、町としても3年間については補助するけども、その後についてもずっと継続して住んでほしいという願いはしますし、そういう方向では動きたいですが、制約するものではないというふうな状況です。

以上です。

○議長（宮地章一君） 質疑途中ではございますが、一旦質疑を打ち切りまして、暫時休憩をいたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続いての質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

下元真之君。

○14番（下元真之君） それでは、予算書のほうから二点質問させていただきます。

29ページお願いいたします。

4款1項2目20節から13節への振替ということでございます。子宮頸がん等ワクチン接種費用の助成費、扶助費から委託料に振替ということでございますが、この扶助費と

というのは住民の福祉を支えるための経費ということで、この子宮頸がん等ワクチンの接種に掛かった費用に対する助成という扶助費から、この委託料というところにほぼ同額がこうやって振替わっている、この理由について教えていただきたいと思います。

もう一つは49ページ。10款教育費の中の3項1目14節の使用料ということでございます。スクールメールシステムの使用料ということで1万9,000円ですが上がってきております。

これの内容について教えていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

ご質問の件については予算書の29ページの子宮頸がんのワクチンの扶助費が委託料にいつてるがということでございますが、これにつきましては、子宮がん等ワクチンの接種費用が予防接種法の改正によって、この改正が25年4月よりの任意接種から法定接種へ移行したことによりまして、任意接種分の対象になっておりました子宮頸がんのワクチンの接種緊急促進事業費補助金の実績に基づいて不用となって生じたものでございます。したがって、今回の予防接種法で法定接種になったことによりまして、扶助費から委託料に組み替えたということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 借上料、14、使用料及び賃借料スクールメールシステム使用料ということで、こちらのほうは各学校からの学校配当予算の中での12節からの組替えになっておりますが、すみません、正確に把握はできておりませんが、窪川中学校で学校からの緊急な急用等についてメールで保護者等にお知らせをするというシステムを今年度実施いたしておりますので、それに関わる費用だと思います。すみません。正確でなくて申し訳ないですが、また、確認してご連絡させていただきます。

○議長（宮地章一君） 下元真之君。

○14番（下元真之君） 説明いただきました。

この子宮頸がん等ワクチンの組替えについては法律の改正によるものであるということ、よく分かりました。

そこで、この子宮頸がん等のワクチンについて、特にですけれども、5月ぐらいから新聞等でこのワクチンの副作用についての報道が随分となされてきております。また、この5月のほうの報道では厚生労働省が調べた中での報道だったと思いますし、9月の新聞報

道の中でも今度は文部科学省のほうで調べての副作用についての報道もなされているわけですが、この子宮頸がんワクチンを接種される対象となる子どもたちにそういった情報、この副作用についての情報流しているのかどうか、そこをひとつ教えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、スクールメールの使用料のほう、窪川中学校のスクールメールシステムの使用料ということで、分かりました。思っていたのは、学校のPTA会費の中で賄うべきものではないかなというふうなことを思っておりました。実際にPTAの会議の中でもPTAの会費の中で賄おうじゃないかという話もなされていたというふうに聞いております。ほかの学校もたくさんあるわけで、便利なこのスクールメールシステムであれば、今後ほかの学校にも同じようにこのシステムを利用したいということがあれば、同じような形で使用料として認めていくのかどうなのか、そこら辺が分かりませんでしたので質問させていただきました。

もう一遍よろしくをお願いします。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 議員おっしゃるように、副作用があるということで国も法定接種ということで積極的に指導しなさいということでございましたけれども、現在は「積極的」というのは除いておりますので、町としても個人的な通知はしておりません。今言われたように、その副作用についてということでのお知らせをしているかということでございますが、ちょっと、今、基本的に新聞等でかなりの方が知られたということですが、うちから積極的にそれをやったかということについてはちょっと今確認をしておりますので、お待ちください。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 今後、ほかの学校から要望があればということのご質問だと思います。

これにつきましては、窪川中学校、生徒数が多いということで、緊急の場合の連絡網はございますけれども、一斉に送信ができると、それで利用ができないご家庭についてはほかの方法、連絡網等を使って実施をするということで聞いております。ほかの学校、人数の多いところはそういう方法も必要かと思えますし、生徒数が少なくても一斉に使用したいということであれば、使用料としましてもそんなに高額ではございませんので、そういう用途で使う分につきましては許可はしていきたいと考えます。

○議長（宮地章一君） ほかに。

岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） それでは、一般会計9月補正予算資料の8ページの上段、滞在型市民農園運営整備事業について、この点についてだけお伺いをしたいと思います。

補正内容に、2行目、「生木を使用していたため反り、消耗が激しく、早急な修理を必要とすることから改修工事等を実施する」とありますけれども、開園後4年目ということで、反りというのは生木ということで分かりますけれども、消耗が激しくということです。このこと、これがどこのどんな個所で、どういう原因でそういった消耗が激しいのかという点と、そういうことに気付いたのは何年目頃からと、もう一点、これは15棟全て同じ状態なのでしょうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 資料の8ページ上段、滞在型市民農園運営整備事業についてのご質問にお答え申し上げます。

クラインガルテンの15棟といいますのは、昨年度増棟したものではなく、古いほうの建物でございます。この建物は玄関のドアの、まず場所を言わないかんですね。それは、ドアです。反りがあるというのはドアの部分でございます。なぜかと申し上げますと、あの構造がドアを開けたときに、庇がないために雨が当たるというようになってました。それで、雨が当たりやすいので反りが生じたというふうに判断してます。消耗が激しくというのは、お陰さまであそこ全部埋まっておりますので、皆さん使っていただいております。そういう意味も入ってますが、第一の原因はやはり庇がないということでございます。それで、まずはそのドアの部分を修理しなくてはならないんですが、それと合わせて、ほかにも外壁の塗装工事なども一緒に計上させていただいております。といいますのも、新しく7棟増棟して、現在22棟になっているんですが、新しいのとちょっと古いのも見た目に差が生じてまいりましたので、この際、外装の塗装工事もあわせてやろうとするものです。4年目ということは、最長で5年間おれるようになってます。つまり、5年たったら新しい方に替わってもらわないかんわけですので、現在の方、いうたら5年目になると必然的にもう外へ出られるということで、新たな方に入ってもらわないかんわけですが、あまりちょっとみすばらしいものでありますと、やはり、入っていただけることになりませんので、この際、あわせて見栄えをよくして、あそこ全体を堂々としたものに見せ、それで入りたいというような気持ちにさせると。そして、交代のときにはスムーズにその方を

キャッチして入れ替わってもらうという思いも込めまして、今回合わせて計上させていただきました。

以上でございます。

5年と申しておりましたが、現在3年に変わっておりますので、申し訳ございませんでした。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） そういった原因が底がなかったということの答弁でしたけれども、ここにしっかりと生木を使用していたためであるもので、そこがすごく気になったわけですが、1棟当たりの建設費もかなり高かったような印象を自分としては受けてます。普通は、しっかりと乾燥材を使用するというのが、多分、最近の建築物でそれほど生木を使ったみたいなこと、聞いたことはありませんが、そんなことも含めて契約の中では、例えば乾燥材をしっかりと使ってくださいみたいな文言はないのかと、事業完了後、受け取って、受け取ったらもう、例えばその業者の責任の範囲はないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 表現の中に生木を使ってというふうにあります、これ生木というのは切ってきたばかりの木を使ったという意味ではなくて。

（19番岡峯久雄君「いや、分かる」と呼ぶ）

何言いますかね、何やろを染み込ませた、水に強いような木材を使ってないという表現をしたかったわけで、乾燥はしておりまして、そういう意味でありますので、ちょっと書き方がまずくて申し訳ございませんでした。

（19番岡峯久雄君「いやいや、まだ、まだ、まだあるで」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） この症状がすぐに出ておれば、設計とか施工の問題にもなるかと思いますが、もう4年目ということでもありますので、現在のところもう町のほうでの修理という対応とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに。

中屋康君。

○５番（中屋康君） それでは、私のほうはまず二点伺いますが、まず資料のほうの１２ページですね。１２ページの上段にこれは災害対応型の給油所整備促進事業補助金というのがあります。内容は先般伺ったので理解をしてるんですが、恐らく、東日本大震災の教訓を受けて、当時は停電で給油所が稼働が停止になったといったところで、その教訓を受けて政府のほうも考えているという事業だと思います。

大枠、中核になるような給油所を造りたいという政府の意向を受けて、県も補助金を付けてるという内容であろうと思うんですが、今回、町が補助金を付けて給油所に自家発電設備を備えるところについて補助をしましょうという内容であります。あれから大分経年がして、東日本大震災から２年経過もしておるんですが、最近こういった状況で県が補助を始めてということで町が始めるというような流れはどういった形で現在に至っているのかということと、それから現在町内、石油スタンド経営している方が何か所かあります。ということです、今回この、いわゆる補助措置がそういう町内の経営されてる方のほうにどういう周知をして、これを始めるかといったところの経緯をご説明願ったらというのが、まず一点目です。

それからもう一点目は、予算書のこれは、ページで言いますと、３８ページに出てる分です。３８ページの目として観光の３目の観光費というところがあります。毎回、取り上げて申し訳ないんですが、区分として、節の区分が１３委託料の真ん中のところにあります道の駅の大正、整備測量５４万７，０００円が付いてます。いよいよ整備に関する測量を始めると、委託をするということですが、その前段に近隣の用地を買収して、買い上げて駐車場にするといったところで予算付けももう既に終わっているわけでありましたが、周辺の方のお話を聞くなり、私どもは日々あそこを通過しながら見るに、せっかく購入をしたと思われる土地がまだまだそのままになっておって、耕作放棄地みたいな感じになっておりますので、進展状況と、今回この測量の関係がどういった関係でそれが進んでいくのか、まずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 災害対応型給油所整備促進事業補助金についてお答えを申し上げます。

まず、補助金のできました流れについてでございますけれども、まず、本年度になりました国のほうがこの整備事業に対する事業補助金の制度を作りました。それを受けて、県も県単で継ぎ足しの補助をする要綱を設けたところでありまして、ただ、その県の補助金

を交付するには実施市町村のほうも同等の補助制度を作ることが条件とされておりまして、それを受けまして今回この予算を提案をしたものでございます。

それから、周知の方法でございますけれども、町の補助金については今回お認めいただかなければならないわけですが、国のほうが既に制度をつくっておりましたので、町内の給油所、事業所については既に県を通じてだったと思いますけれども、通知のほうを行っておりまして、既に要望が県を通じて上がってきておるところでございます、町内の給油所のうち7法人で8事業所が要望を上げてきておるところまでいっておるところでございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長永尾一雄君。

○大正総合支所産業建設課長（永尾一雄君） 5番議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。

13節委託料でございます。道の駅四万十大正周辺整備測量設計委託料でございます。議員申されますように、24年度に実施設計を行っております。これにつきましては、ご存じのとおり、海洋堂ホビー館、それからかっぱ館の開館に伴いまして大型バスが駐車できないということで駐車場の確保、施設の改修を行うということで、機能の向上を図るということで今の道の駅の上流側の田んぼ等を購入いたしまして駐車場とするものでございます。この整備におきましては課税の特例法ということで土地収用法の認定を受ければ、公共事業の円滑な執行を推進するための特例が設けられておりまして、土地収用法にかけますと、課税の特例を受けるということで、須崎の土木事務所等々とも協議をしたところでございます。それによりまして、申請等に時間が要しまして、2月から必要書類の認定、申請書の計画書、それから県の環境共生課のほうにいろんな部分で文書等の申請をしたところですが、取りあえず土地収用法にかけてやるということで準備を進めてきたところですが、それがいろいろ書類の提出を踏まえまして、これには土地収用法の事前の説明会というものがございまして、土地収用法の事業認定を受けるときには、説明会の開催をしなければならないということで、説明会も開催をしたところでございます。それで、縦覧告示が8月9日から8月23日に申請の告示を行っておりまして、9月20日に公告が確定をする予定になっておりますので、その部分の期間が必要としております。ちょっと、滑舌が良くありませんので、申し訳ないですけど。ということで、実際現実に順調にいておりますけれど、土地収用法の絡みがありまして、その認定審査に時間を要してまして、それから公告とか、それから新聞で縦覧、意見聴取をした結果、今の形態に

なっております。けれど、9月20日に公告が済みましたら、すぐに国道等の残土等を利用して、すぐにかかれるというふうにしておりますけども、その期間の間隔があったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 道の駅の関係では遅延したというか、現在そのままでちょっと遅れが出てるとするのは、土地収用法ですか、ということで、それが絡みがあるという話をいただいたんですが、この話が出来上がったのは、あそこの土地を駐車場にするというのは昨年あたりからの話でもありましたし、土地の所有者もそういうことでご理解をいただいて、あそこの場所を提供いただくということで、今年の夏は田んぼを作るのをおやめになってるということでありまして、このままの状況であつたら今年の夏も田んぼはできたと、お米もできたというようなこともあるようですので、そのあたりの経緯説明もしっかりしていただいて、了承を得ておかないと、また後々の話にとどこおりが出てくると思いますので、ひとつそのあたりの考慮をお願いしたいのと、これは実際もういわゆる売買契約は終わってますかどうか、そのあたりのところ、後でお伺いします。

もう一点、先ほどの給油所の関係は十分理解をいたしました。国の動き、県の動きということでありまして、8事業所が手を挙げていただいているということで、緊急時の自家発電の設置に向けていくということでありました。たまたま昨晚、この関係もありましたので、知り合いのスタンドの経営者にお伺いをしましたら、詳しい具体的な要綱は県の、あるいは組合のほうからはもらってるけども、町からもらってないというようなことで、急ぎやりたいのでできるだけ早めにそういった要綱、いわゆる申請要綱をいただきたいというようなお話もありますので、恐らく今日、この予算が通過をしますということでありまして、急ぎそういったところのお流しを願ったらということで、この件は結構だと思います。

道の駅の、今言った、売買契約の完了云々について、もし確認ができればお願いします。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長永尾一雄君。

○大正総合支所産業建設課長（永尾一雄君） 先ほど申しましたが、9月20日に公告がされて確定になろうというふうに思っております。建設課のほうとも高速道路の残土については10月頃には入るような予定で確認をしておりますけれども、公告が済んだ後で入札ということになりますので一月ぐらいかかると思います。20日以降1か月ということで10月終わり頃か、そういう時点なろうかというふうに思っております。先ほど

議員申されましたように、田んぼが作れちゃったんじゃないかということは私も耳にしておりますけれども、まあ、ちょっと耳に痛いところですけども、そういうことで進んで、土地収用の絡みで進んでおりますので、そこら辺ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） ほかに。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 一点お聞きしたいと思います。

先ほど来7ページの拠点ビジネスというていろいろと質疑がされましたが、私もこの点について一点だけお聞きしたいと思います。

今回のこの補正予算の485万円の分なんですけど、これについて事業としていろいろここに目的を書いております。こういった「町内産品の流通の一本化についてはとは」これで云々書き、また、後では「アンテナショップに引き続き関係者で協議・検討」というようなことも書かれております。要するに、こういったことの拠点ビジネス、アンテナショップの運営についてはいろいろとあると思います。それで、今回のこの485万のうちの30万がソフト面、要するにアドバイザーへのお金であり、そして、片一方の450万はハード面のものであります。午前中の課長の答弁にもありました。このアンテナショップの中で、今生産性のない野菜等があるというんですが、こういった、先ほど町長が申されましたが、アンテナショップの方向性というのはまだ両面があると思います。6次産品いろいろ作った上でそれを販売していくアンテナショップであり、また、一つは直販市としての役割をしていくというものがあると思いますが、この直販市の分について、今までずっと予算を組んで拠点ビジネスづくりはされてきたわけなんですけど、どうもその辺が生産性を上げるために予算をどうやって使うたかという面が見えてないし、また、これは窪川にはJAもあり、それから普及所もあります。それから、当然、みどり市、JAの経営されているみどり市があり、生産者がたくさんおるわけですが、そういった中で生産体系をきちっと作り上げるという方法がされてないように思うところです。

というのも、今までJAも農業生産に関わっては野菜作りについては余り重きを置いてないんじゃないかなというふうに思うところです。本来はこういった広い耕地があるところで、野菜作りをもうちょっと真剣に取り組んでいくべきやし、それにはまた農林水産課を中心とした生産指導、こういった形も何かの形でシステムづくりをして力をそこへ農業生産を上げていくという方向性を見つけないことには、このアンテナショップそのものの、

やはり、存在そのものが疑われてくるんじゃないかなというふうに思うところです。当然、直販市という考え方も出てこようし、また、みどり市がこういった形でやっていく中では、JAだけでなく、やはり町挙げて、この生産性を上げていく、こういった予算を組みながらやっていていただきたいと。今まで拠点ビジネスのこういった予算が付いてきたのはほとんど県の補助金を受けてやりゆうんですが、その一番基礎になる生産性を上げるということについて大変落ちちゅうんじゃないかなというふうに思うところです。

農業関係にはいろんな予算が付いてまわっておりますが、けど、この拠点ビジネスを中心とした、やはり、町外に売って出るアンテナショップをどうやってやっていて、四万十町を売っていくかという分についてはどうしたち、そこにやはり町挙げて生産性を上げていく予算を付けていく必要があるんじゃないかなと。やはり、目的を持った予算を付けていってもらいたいというところで、今回のこの予算の中で、もう少しそういったものが手立てができないかというところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 今回計上させていただいておりますアンテナショップの関連の内容に基本となる営農指導、生産の指導の部分が含まれてないのではないかと、そして、そういうことが最も重要な取組ではないかというご意見をいただいたわけでございます。

当初予算のほうでもこの補助金のほう479万3,000円、補助金上げさせていただいております認めていただいております。その中に営農指導の委託という部分も入れて計上はさせていただいておりますが、まだ、その指導者というものもまだちょっと探している状況でありますので現実には至っておりません。ただ、現在行っておりますのは、安全性を求めるという意味で学習会なども開きまして、生産履歴ですか、それを出していただくようにというような指導も取っているところでございます。今後はやはり、野菜が一気に集中してもいけませんし、農作物をたくさん出していただくということもありますので、営農指導というのは、議員さんおっしゃいますとおり、重要なことと考えておりますので、今後の取組の中に組み込まれて当然ながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） ご答弁ありがとうございます。

確かに課長が言われるようにそういった形でやっていただきたいと思っております。というの

は、ここに中ほどに、「都市部での消費者や外食産業への産品販売及び観光・交通のための」というようないろんなことを書いております。こういったことで、例えば外食産業に対して産品を納めるということになれば非常に膨大な量の商品が要ということなんです。だから、今アンテナショップに出されておる方々、今ちょびっと自分のところで作って、2畝とか3畝とかいう自分たちの畑の中で作って、そういった商品を作ってアンテナショップへ持って行って売るという販売だけでは、外食産業にそういったことをやるには商品が余りにも量が少ないというふうに考えるとこです。だから、そういったことになるには、やはり、1畝2畝とかいう形で作った上で、やはり、テスト的に作った上で、やはり、1反とか2反とかまとまった生産性を上げて、そういつていかんと外食産業としてその中へ商品に納めることはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。ぜひそういった意味では、やはり、大規模農業とは言いませんが、やはり、まとまった1反2反とかいうような生産性を上げていく農産品の作り方を研究していつていただきたい。また、そのために予算を使いつていただきたいというふうに思います。やつたところす。ぜひ今後の取組としてお願いします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 外食産業へも使いつていただきたいということで、一例申し上げますと、毎日買いに来ていただいておりますお客さんの中にお店屋さん開いている方がいらつしゃつて、飲み屋さんなんですす、そこで四万十町の食材を使つていただいているということを知つて、イベントのときなどにももう顔見知りになりましたので、夏のイベントのときにも、よし、やろうということで、会員一同で泊まり込みでイベントやつてそこで一杯やつたことがありますす、その方おつしゃるに、やはり、四万十町にはおいしいものがたくさんあると、もっと出してきてほしいという要望はあります。それから、ありやつというふうな面白い農産物も出てくると、それを楽しみに毎日私は行つてゐるんすよという、飲みながらそこのおかみさんとお話をしたことでございます。そういうことも大変嬉しいことでありましたので、生産者などにも当然伝えないかんわけですが、やはり、生産量増やすこと、そして、そういったありやつと思わせるふうな面白い産物も出していただけるふうに努力したいと思つます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

林健三君。

○11番（林健三君） 二点ほど質疑をしたいと思います。

まず最初に、ページ数、予算書のほうですが、20ページにあります北庁舎耐震補強事業というかと、それから予算資料の中にページ数は2ページにあります2款1項3目13節にあります530万円の補強の設計委託料でございます。これについて、一応説明は執行部のほうからはあさぎりに貸したいということでございましたが、コンクリートで北庁舎は造っていると思います。その耐用年数と、もしこれ破る場合にどれぐらいのお金が必要なのか、これは書いてないですけど、分かっていたらお聞かせ願いたいと思います。

そして、予算書の中のページ数36ページと予算資料の中には11ページにあります6款2項2目19節の持続的森林経営確立総合対策実践事業のあります784万であります。その中の、この中に書いております4路線というところが出ております。作業道の関係です。それと、あと、国が400円、県が200円、町が200円ということで800円のあれになっておりますが、この内訳、ほかに、これではできんのじゃないかと思っておりますが、委託先は森林組合、事業主体が森林組合になっておりますが、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず最初に私のほうより、予算資料の11ページ上段、持続的森林経営確立総合対策実践事業についてのご質問にお答えを申し上げます。

これは新しい事業名となっておりますが、実はこれ、昨年度までは、この内容にも書いておりますが、森林整備地域活動支援交付金という事業がずっと続いてあるわけですが、その中のメニューにありました。このメニューがありましたが、本年度からこの事業分が、メニュー分が別立てになるということで当初予算からは計上は見送ってございました。これが確定いたしましたので、今回の計上とさせていただいているわけでございます。

内容といたしましては、既存の作業路を崩壊等、それを未然に防ぐという目的ありまして、簡易な改良、少しレベルアップをさせて丈夫な作業路を維持させようという取組でございます。

それで、ご質問の4路線でございます。この内訳を申し上げますと、打井川のコンダ線ということです。それから、上岡の猩々線、それから、延長も言いましょうかね。コンダ線が1,650m、猩々線が1,650m。それから、大正の江原線が2,000m、大正大藤線が4,500m、合計、資料の9,800mでございます。

もう一つ、それで、国が400円、県が200円、町が200円ということで、あとは

受益者の負担という形になります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 予算資料のページ2の下段ですけれども、北庁舎を仮に取り壊した場合にどれぐらい要るかというご質問でしたけれども、計画の検討をしたときも、この庁舎については耐震補強したいということで、今数字をちょっと持っておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 管財課長からちょっと答弁がありましたが、資料がないということで、これ、僕、ばかの骨頂でも考えても、ちょっとなんかおかしいことないかなと思うがですよ。次の、考えててくださいや、平成26年度に2,300、これ耐震の費用やと思う。今回は委託。次は2,321万8,000円ですかね、それで合計で2,851万8,000円とこれ考えた場合に、多分、いつも町長にも言うがやけど、10年先執行部は見んといかんと思いますよ。雨漏りがくると思います、絶対。耐震やったち、これ、コンクリですけん。ほんで、耐用年数が、僕の考えじゃったら、多分コンクリでやったら50年か55年ぐらいが耐用年数かなとは思いますがですよ。ほんで、なんぼ耐震やっても雨漏りがするとかよね、すると、多分、うちすえのところでコンクリでやった、学校は昔コンクリでやったりしてやりゆうけんど、必ず上へ雨漏りがして、上へ屋根の補強をしたりしゆうところを見ると思いますよ。多分、これ、絶対に雨漏りがくると思います。耐震やったち。その辺執行部はよう考えちゅうがか、その点お聞きしたい。

それから、二点目の関係です。今、課長のほうからありましたが、ちょっとアップした感じの地域活動支援の交付金のアップの感じじゃというような、既存のあれでありまして、ということがありました。打井川と上岡と江原、大藤線じゃったかな、4路線ということですが、これについて、課長、洗い越し、それから、この石積みとかよね、路面工は分かるわけです。あと洗い越しとよね、丸太組みの関係があるがです。これは丸太組みいうたら、丸太で組まんでも廃品利用、分かりますか、タイヤでやる手もあるがですよ。タイヤ、古タイヤ。廃品の11tとか、8t以上ぐらいの。タイヤのほうがずっと積み方によっては強い場合もあるけど、その辺適用になるがかならんか。それをお聞かせ願いたいと思います。洗い越しはコンクリでやるとか。材木を縦に並べた場合には谷、谷ですけんね、洗い越しやるとこは、それで流れが縦にやった場合には抵抗がないから流れない、横しにや

った場合には流されるという、そのことをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 北庁舎ですけれども、先を見越した10年後には雨漏りもするというようなご提言もいただきました。この施設につきましては、災害時の避難場所、そして町内の団体に貸付けもする施設でございますので、議員さんのご提言をいただいた分を今度の耐震補強設計なんかにも十分生かしながら10年後に雨漏りがせんような形の対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 作業路の工法についてのお尋ねでございました。

これは、まず、崩れないように現存の作業路より工法をレベルアップさせるという意味でございますので、金額を上げるというわけではございません。

それで、洗い越しといいますのは、普通谷合を道が渡るときには橋を架けて渡るわけです。それを谷を埋め上げて作業路で渡ると。橋を架けないで谷を渡らず工法を洗い越しというふうに呼んでますが、当然水が出たときはその道の上を水が流れる。そして、水が少ないときはその道の下を染み出るように流れるというのが洗い越しでございます。そして、石積みというのは当然石を積むわけですし、丸太組みといいますのはその周辺の丸太、例えば間伐で出るような丸太を廃材になるような部分を使って路肩とか、それとか切り土のほうへ使うという工法、それで路面工は当然ならずということ。すなわち、なぜこの工法かといいますと、四万十式作業路というふうに以前は言ってましたが、低コストで強い作業路造りということで、余り構造物を使わないで安価に仕上げるというのが四万十の、この地域の作業路の造り方の特徴でございます。ということで、そこの現場にある石とか木材を使ってやるということを基本としておりますので、工法はそういう形になろうと思います。余り、私もちょっと工法自体詳しくありませんので。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 管財のほうから説明がありましたが、課長、よく聞いてくださいよ。これは、多分、僕は木造でやったほうがえいと思いますよ。耐震、さっきも言いよったように、こんな金掛けるがやったら。今、杉の相場分かってますか。一番えいやつが1万2,000円ぐらいですよ、立方で。ほんで、製品買うても多分、杉とヒノキでは格段な差、多分、ヒノキが一番えいもんで2万2,000円から2万3,000円と思います。

そんなもんで、もし材が節のあるもんでもえいですよ。杉でやった場合には、多分、2,000万ぐらい掛けたら相当なえい、立派なあれができると思いますよ。上は瓦によばんがです。ガルバいう、今トタンのえいやつがあるがですよ。カラー付きとかいろいろ。そういうもんで今、神社とか耐震の関係があって、吹き替えしゅうとこもたくさんありますよ。そんな関係がありますので、もう一回これは検討してもらいたい。耐震やるがやったらぜ。10年先のことを執行部は見てもらわんと困るで、これは絶対に。

それから、今、課長から洗い越しとその辺がありましたが、洗い越しというのは盛るがでなしに、谷へ、沈下橋みたいに、こう、下げてやるのが洗い越しです。課長、なんか盛り上げてやるとか言うが、そんながやったらすぐ流されますよ。ほんで、ちょっとその答弁はちょっと間違うちゅうと思いますので、その辺、よろしゅうに。

そのあと、それで丸太組みの関係ですよ。そいつはそこにあるような材料を使うてやらずがじゃと言うがやけど、まあ、仮の話、さっき言うたようにタイヤ工法持っていつて、そこら辺で不用品でもうタイヤの処理に困っちゅうがです、ねえ。タイヤとかいろいろ。そういうやり方もあるので、それも補助の対象に入れたらどうかと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 北庁舎の耐震補強事業でございますが、議員さんもおっしゃられましたとおり、現在の障害者の作業所のあさがりが非常に日当たりが悪いとこで、狭あいなところで立地をいたしておりますて、庁舎が向こうへ移転をすれば北庁舎のほうへ入らしていただきたいと。作業所、それから相談所、相談室とかいろいろに活用したいという話がございまして、障害者支援の場所となるのであれば、それがいいでしょうという、そういうふうにしていきたいというふうに思っているところでございます。今、はっきりこの部分をこういうふうにとすることはまだ、向こうのほうから計画は上がってきておりませんが、1階の部分を全部使うようになるということにして、かなりの面積が必要になってこようというふうにも思っております。議員さんおっしゃられるとおり、あれを全部取り壊して、木造の建物を造るということになれば、かなり大規模な施設を造らなければなりませんし、また、あの庁舎の取壊しの費用もかなりの金額に上がってまいります。ですから、今のある既存の建物をできるだけ最低限の補修をして、そして障害者福祉施設であれば国・県の補助金もございますので、そういったものも活用しながら内部の改修を行っていききたいというふうには思っているところでございます。

全体的な予算でみれば、私は既存の施設を使うほうが安く済むのではないかなというふうにも思っているところでございますが、議員さん非常に心配をされておられます雨漏りにつきましては、先ほど課長も申しましたとおり、この耐震改修の中でできるだけそういったものについては事前に手を付けておきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず、工法についてですが、洗い越しといいますのは、川があるところはそこへ下りて行って渡るというものと、四万十式作業路の工法はやはり盛り上げて造という目で見ておりますので、そういうふうに申し上げたところでございます。

それで、古タイヤの利用という、活用というわけですが、これは県のほうより、こういう事態はどうですかということで問い合わせしております。これは古タイヤは廃棄物ということになりますので、その処理を適切に、適正に行わなければなりませんので、そういう材料に使ってはいけないということになっているので、使えないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

橋本保君。

○9番（橋本保君） 先ほど下元議員のほうから質問があったわけですが、補正予算資料の4ページですが、このシェアオフィス利用推進事業であります。これについてはちょっと私も分かりにくい点がありましたので、再度お聞きをしたいというふうに思います。

いわゆるこの事業については県が50%、町が50%ということで行われる補助事業で3年間はオフィス1室について6万円の補助をしますよという内容であります。そこで、現在はこの広井小学校全体をNPO法人が管理をされているというふうな先ほどの話だったかなというふうに思います。そういう中で、無償の賃貸契約が結ばれているわけでありまして、その法人が運営をしているということであります。

そこで、この広井小学校にはあと何室借りれるオフィスがあるのかなという点と、それから、家賃の6万円の中には水道・光熱費が含まれているのかどうか、まずその二点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

広井小学校にはあと5室残っておりまして、水道・光熱費につきましてもこの経費の中に換算をされております。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 5室ということは、今の、今回の計画では3社の予算が計上されて、3年間の予算が、いわゆる町の一般財源から261万支出をされるわけでありますが、今3社が入れる予定ですので、あと5つの中にあと2社も入れる可能性が、もし入る事業者があれば入ってくるのかなというふうにも思います。そうすると、全部満室になったとしたら、5事業者が入ってきて、5、6、30万が月にその管理団体に入っていくわけですが、そのお金がいわゆるその管理運営団体の中にすんなり入っていく、そのシステムが果たして町民から見て、受け入れられるのかなと、そういうシステムがですね。そういった部分を将来的に改善をしていく余地があるのか、また、何らかの形で町に還元がされるようなシステムづくりができるのかどうか、その辺についてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、例えばですよ、広瀬の集落がこういった管理運営団体をもしやるとすれば、できるのかどうか、可能なのかどうか、そういったこともお聞きをしたいというふうに思います。

財源は、先ほど言いましたが、261万が一般財源から支出をされるわけですが、その町のメリットというのはどういうところにあるのかなというふうに思います。

その三点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたしたいと思います。

このシェアオフィスにつきまして、ちょっとこれまでの経過を若干説明してから、お答えをしたいと思います。

このシェアオフィス事業につきましては、一般社団法人のほうから廃校を利用した事業として提案を受けて、そのことを区長も認めまして、これから増え続けるであろうとされております学校統合による廃校の活用方法を探るための試行事業として進めてきたところです。開設当初におきましても、事業展開に必要な改築の費用とか、備品、そういうものについての支出を極力控えまして、最小限の費用で進化系シェアオフィスとして取り組んできたところです。

今回の高知県の中山間地域等のシェアオフィス推進事業によりまして、入居企業が増え

るということになれば、先ほど申したとおり、家賃収入も見込めることにはなっておりません。シェアオフィスの運営につきましては、維持管理経費が発生いたしますし、学校周辺の草刈りについても現在はボランティアで整備をしている状況でもありますので、地域の雇用につなげることもできますし、参加企業が増えることには期待もしております。そういう中で、増えるということは維持管理経費も増加はしますが、進める中で収益が発生した場合には町に還元する方法をこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、メリットについてでございますけれども、これまで、この施設が休校をしております、昨年に廃校になり、この事業を始めたわけですが、廃校するまでにはこれまで教育委員会のほうで管理をしております、水道・光熱費が年間60万円掛かっておりました。そのほかにも校舎の清掃とか、その他の費用で20万円掛かっておりました、全体で年間80万円の経費が掛かっておりましたけれども、現在はこの町からのこの施設への負担はありませんので、そういう面では町への経費負担が軽減されているといえると思っております。

それと、この施設を利用することで企業が入ってくるので、やはり周辺地域の団体、その他の団体とのつながりも増えまして、これからの地域振興にはいろんな面で期待できるというふうに考えておるところです。

それと、もう一件、集落で管理の件につきましてですが、集落でこの管理をできる方がもしおられましたら、それは当然できると思いますけれども、今この管理団体が行っておりますこの団体の持つ魅力、それといろんな地域なり、県下全国への集客力いいですか、そういうところにも期待して、この団体をお願いしているところもございます、そこらあたりと兼ね併せて、また、そういう地域でのやりたいという方が出てまいりましたら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 大体分かりました。

いわゆる今の段階では試行的にやっているということですので、いろいろ模索をされながらやられているかなというふうにも思います。

それと、収益が発生したら町に還元というふうなことも将来的には考えているということですので、いいかなというふうに思います。

それから、メリッ的には地域の振興が期待できるということと、光熱費なんかの関係が今要らなくなっていると、町から持ち出しのそういった光熱費が要らなくなっているということで、そういった部分では評価ができているかなというふうに思います。

ただ、先ほども言いましたように、やはり町民から見て納得のいくような事業を展開をしていただきたいと思いますので、将来に向けてこういったこともきちっと整理をしながら前へ進めていっていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに。

岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 補正予算資料の1ページ、三点ほど質問いたします。

1番の基金積立事業で、収入のあったケーブルネットワーク施設利用収入、施設利用収入は、これは文化会館の使用料でしょうか。

それから、その下の電気自動車の導入事業、これの購入方法についてどのようにお考えでしょうか。

それから、2ページの上段の本庁舎解体・撤去事業で、半平の馬屋解体が載っておりますけれども、東南海地震を想定した場合、もう当然そういう、非常に崩れやすいということで、また、後々の道路を取り付けるなんかの関係もあって、このような計画が立てられちゃうというのは想像します。よく分かりますけれども、一つはこの地域は岩本時の門前町のそういう一つの景観、重要な景観をなしているところで、特に都築邸は100年余りの歴史があって形づくられている、その中の重要な建物だと自分は思っております。そういうことを解体するときにいろんな配慮をされてきたんでしょうか。重要景観文化財としての指定されるときの構成要素には入ってなかったかどうかということと。それから、学生、東大ですかね、学生が門前町の街並みをどうにか活性化事業でいろんな魅力あるまちづくりということで描いてくれた中に、こういう要素が入っていたんじゃないかなと思っておりますし、それから、大正地区の婦人部が最初、そういうひなまつりやそういう重要な建物についていろいろ文化財としての指定をしませんかということで、いろんな働き掛けを活動してきた経過がありますけれども、民間の方は指定されると、どうも思うように修繕できなくなるからということでお断りしたというようなケースもお聞きしたんですけれども、そういうふうな活動をされよう一方で、町がこういう建物を簡単に壊していいもんだろかという率直な疑問がありますので、もし、それをどうしても壊さなければなら

らない場合はしかるべき説明を町民にしなくてはいけないんじゃないだろうかと思っております。納得させて進めるということが大事じゃないだろうかと思っておりますので、その点についてどのようなお考えでしょうか。

以上です。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○財政班長（大元学君） 基金のことについてお答えいたしたいと思います。

ケーブルネットワークの施設利用収入についてでございますけれども、こちらにつきましてはケーブルシステムを指定管理しております公社、こちらからのケーブルテレビの設備の利用料として毎年度頂いておるものです。23年度につきましては、寄附金として頂いておりますけれども、今回利用料収入として年度末に頂いております、通常ですと基金のほうには3月末で基金のほうに積立を行っておりますけれども、5月の歳入でしたので、今回25年度の予算として計上させていただいて、24年度分の収入として基金のほうに積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 予算資料の1ページの電気自動車の導入事業の中で購入方法についてのご質問です。

基本的にはこの電気自動車のメーカーというのは6社ございますけれども、今回見積で計上しましたのは走行距離が200km以上で普通自動車ということでは3社しかございません。その3社の中で車両が安価な部分で見積を取った経過がございますけれども、購入のほうにつきましては、幾つかの仕様を定めましてメーカーを選定して入札でやりたいと考えています。

以上です。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 私のほうから、本庁舎と解体・撤去事業の予算についてご説明をしたいというふうに思います。

今回、本庁舎の跡地の利用についてはいろいろと質問もございました。どういう形で利用するか、ゆっくり時間をかけて、いろんな皆さんの意見を聞きながら検討もしていきたいというようなご答弁も差し上げておりました。庁舎の利用で一番問題といたしますか、課題になりますのは、入口の狭さでございます。役場の入口はご存じのとおり、今は1か所

でございまして、道幅が狭くて大型バスも入って来れないといったような状況がございまして、もし、あそこを利活用するということであれば、今ある土蔵、馬屋のところから侵入してきて、広く使うというようなことが一番可能性としては高いんじゃないかなというように思いがございます。ただ、泉さん、所有者、元の所有者にもお伺いしましたら、もともと吉見町周辺にあった酒屋等が大雨のたんびに、たんびとういうか、大雨のときに浸かることもあって、別館として半平を造りました。それから、大水が出ても浸からないように石積みをやった上であの土蔵を造りましたというようなお話も聞いております。

それで、今回、こういう形で計上はさせていただいておりますが、庁舎の利活用等を含めて考える中で、ただ、有効に駐車場とかいろんな意味で使う、大型バスも入ることになると、あその場所にそのままにしておくことはちょっと無理があります。多分、進入路、この4, 500㎡ぐらいの敷地を有効に使うというと、大型バスが入ることにもなりますと、進入路がどうしてもあちら側にならざるを得んじゃないかなと。皆さんのご意見を聞きながら、土蔵、馬屋を有効に使えるかどうかというのはちょっと疑問があるんですが、土蔵についても大きな梁もありますし、大変石積みも、立派な石積みもございますので、意見を聞きながら移築とかいうことも想定の中には入れたいと思うんですが、今回設計についてはもう全体を見ながらということでございましたので、この分も入れらせていただいています。決して、簡単に壊したらえいというふうに思うちゅうわけじゃないですが、進入路のことを考えれば、あその場所にそのままというのはちょっと無理があるんじゃないかなというようにところでございます。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 馬屋と土蔵と一緒に一体のものとして考えておりましたので、ちょっと区別せないかんということですね。

そういう今まで、景観を大事にしたいと、人は思いがあって、いろんな町の探索をして、民間の家なんかも呼び掛けて、そういう指定にされませんかというようなことでずっとやってきた経過がありますので、特に大正地区の女性のメンバーの方と1回交流、岩本時でやったことが、上田先生呼んであったんですけども、そういう人たちの思いがあちこちにやはりあるし、それから、あれを残して、都築邸を残したときに、近くの人たちが地元の議員は何しゅうぜと、大正の人が熱心に今残そうとして努力しゅうのにというふうに皮肉を言われたこともあります。それで、やはり、思いを持ちゅう人はたくさん目に隠れて、普段、表面に出てこんですけど、潜在的におるわけで、ぜひそういうときにはやはりそう

いうひとつの感覚というか、感覚を働かせて広く町民に納得のいくような手立てを取った上で進めてもらいたいというのが、私の意見です。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに。

竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 一点だけお伺いをしておきたいと思います。資料の13ページに上段でございますが、今回私も防災対策ということで一般質問も行わせていただいたわけでございます。その中で時間等の都合もございまして、聞き漏らした点がございましたので、この場でお伺いをしたいと思います。

この志和地区の津波避難広場、これについてでございますが、変更後についてはいろいろな防災設備の倉庫とか、耐震性の水槽、それから避難路の整備というようなことで出ております。志和地区の今3か所避難場所があるわけですが、一番高さがあるのは薬師堂さん、あそこの広場が一番高い安全な場所ではないかというように自分も思っておりますが、この避難場所に避難をする場合に薬師堂さんの下の山門のところから階段を上がって、その避難広場まで上がっていくというような避難路があるわけですが、大変高齢者、また体に不自由を抱えておる方、この方々は大変その階段を上がっての避難が難しいのではないかと。このように思っておりますけれども、その薬師堂さんへ避難する避難路、これらについてももう少し高齢者、また障害を持っておる方たちのスムーズに避難ができる、そういう方法は講じられないのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、志和地区では現在計画されております避難路のうちで薬師堂の避難広場が一番標高が高いところにございまして、26m余りの標高があるところでございます。海岸のほうから、議員さんもお承知のことと思いますけれども、海岸部からその薬師堂向けては新しく24年度事業で避難路を整備して割と緩やかな形で薬師堂の避難広場に上がれるような形ができておりますけれども、確かに正門といいますか、薬師寺側からはかなりきつい階段ということになると思います。ただ、薬師堂のすぐ前に漁業集落整備事業で造りました薬師堂前の避難広場があります。それは今回の想定では若干ですが、浸水の危険性もあるということで、そこからさらに今度造ろうとしておりますメインの避難広場に向けて避難道も整備するようにしております。そちらの避難路でしたら、ある程

度スムーズに避難ができるという予定で計画をしておるところでございます。老人の方、それから体の不自由な方が津波に対して短時間に避難するということは本当に困難なことで、いろんな課題があると思いますけれども、地元の自主防災組織、消防団等とも役割分担を明確にしていって地域で協力し合うということも一つですし、行政としても少しでも避難しやすいような避難道、施設の整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 8月31日でしたか、興津と志和の避難訓練がありましたけれども、私も参加をさせていただきました。そのときに私も薬師堂さんのほうに、避難場所のほうへ私も住民と一緒にその道のりを歩いて階段を上がって避難をしたことでしたけれども、大変私たち健常者でも大変息切れがするというような、上の広場へたどり着くまでは大変厳しい急な階段であります。それで、やはり、あそこの周辺の人はその下の本堂の横しにできておりますけれども、あそこは先ほど課長も言われましたように、大変高さに問題があるというようなことでありますので、やはり、あそこの近辺の住民は薬師堂さんのほうに避難をすることが多くなるのではないかなというふうに自分も一緒に避難をして思ったわけでございます。

そして、避難をして薬師堂さんに上がって行っても、あそこはお堂はありますけれども、全然雨露をしのぐような建物は全然ないわけです。そして、トイレもない、現在できておりません。それで、今後そこらについて雨露をしのげるような施設、それからトイレ、特に高齢者などがそういう避難場所に避難をいたしますと、どうしてもトイレを利用したくなる、こういうことでございます。それで、男性であればちょっとそこらあたりはいいわけですがけれども、女性の方に対してはやはりトイレの設備、これはどうしても必要かなというふうに自分もその場で感じましたけれども、今後その薬師堂さんの避難場所にそういう避難場所の屋根付きの施設とトイレ、これらなどの計画は持っておるのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

薬師堂につきましては、あくまでも薬師寺さんの施設でありますので、取りあえずは緊急の一時的な避難場所という考えの下に整備をしてきたところでございます。ただ、そういう一時的な避難場所にしましても当然トイレとかいうことは必要となってくるものと思いますので、薬師寺さんのほうと協議は必要になると思いますけれども、整備する方向で

協議はしてみたいというふうに思っております。ただ、やはり、少しの間の、長期的な避難となりましたら新しく建設しております拠点、避難広場のほうを使用するということになると思いますので、そちらの施設を十分に整備していくということも考えていきたいと思えます。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） ぜひ、薬師堂さんは個人の土地でございますので、行政がすつとというわけにはいかんと思えます。それで、行政のほうと、それから薬師堂さんともそこあたりについての協議を早急に進めていただいて、できるだけ早くそういう施設を建てていただきたい。どうしても、避難をしたらすぐに避難から下りてこれるというような津波の場合にはないわけでございます。どうしても、その場所で長時間避難を余儀なくせられるというように思っておりますので、やはり、高齢者、また障害を持っておられる方々のためにもそういう施設はどうしても、自分は必要であるというふうに考えておりますので、今後よろしく検討をお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 執行部も議員も大変長時間にわたりますので、簡単に質問してみたいと思えますけれども、まず、岩井議員からもあったEV車の関係です。

なぜ導入するかという点の中で、メインの利用は文書輸送のためにメインで使っていきたいというのがこの説明で書かれてます。現在は確か、窪川から大正・十和方面には軽の箱バンで、ああいう状況だろうというふうに思ってますが、今の答弁の中で乗用車ということになってますので、それであれば軽でもいいんじゃないかなという私の考えですが、その点、なぜ乗用車にしたのかの答弁をいただきたい。

それと、ページ3ページ、それも聞いてませんのでお聞きします。家地川の問題ですが、過去からいろいろワークショップを開いて、地元の方が一生懸命協議をしていることは私も承知してます。私も承知してます。が、しかし、この計画を見ると、集落活動センターを建てるということの中での委託料も含めてながですが、全体計画を見てください。平成26年に施設整備を行うということが計画の中であって、お金のものについては25年度223万3,000円で終わりだという計画ながですね。これはどこに整合性があるやと。ほかのページ見てください。それぞれ年を追って、これから必要になってくるお金は計画の中で、概算でしょうが、計画の金額立ててますが、そうでしょう。集落活動センタ

一造るのにもう25年のがで終わりかえ、26年にやるのにお金は一切掛けずにやるのかえと。計画では26年にやるということでしょう。それは何か意図があるがですか。書けなかった理由があるがですか。最終的にはこの計画はあくまでも集落活動センターを造るというのでワークショップを開いてやってるということの位置付けでいいのかどうなのか、お伺いしてみたい。

それと、これも誰も聞いてませんので、資料の7ページに竹の粉碎機が今頃出てますが、確かこれ、どっかの予算で通ったんじゃないかなという私の甘い認識です。で、何で今更こんな形で新たに粉碎機を買うのかよと、じゃ、え、ゼロ。ゼロなっちゃうが。ちょっと、あ、そう。ほんで何、買わんということですか。ということは。おかしい。だから、そこら辺のなぜ、じゃ、買わんであればゼロになったのか。

それと9ページ。シカの被害特別対策事業の中でずっとこの間、猟友会の皆さん方が暑い中、寒い中、シカやイノシシの駆除に努力されてまして、私も一百姓として大変有り難く思ってます。今年は残念ながら猛暑の関係でイノシシが増え過ぎて、ある地区はほとんど全滅の田んぼの状態だということも私の地域では聞いてます。そういった中で有り難い半面、一部の猟友会の方だろうと思うわけですが、町は今、シカ、これシカですのでイノシシの話を聞くわけにはいきませんが、シカは耳とどこ、部位ですね、部位は今、どこを持ってくれば補助の対象というか、なっていくのか、それはどういう形での証拠として物体を持ってくるのか、写真でいいのかという点とあわせて。そういう形になってくると山のとつと上でシカを重たい雄シカを100kgもあるようなものを下まで持って来て、さてというとなると、私も昔猟友会にいましたが、大変な作業になってくるわけですね。山というか川合で、谷合で獲った場合に苦情がですよ、その部位を取った以外の物を放置をする状況も見受けられるという話を地区住民から、また、猟友会の人からお聞きもしました。有り難い半面、そういう形で住民から苦情が出るとなると、町としても補助を出している以上、何らかの猟友会の皆様方に対策を講じてもらわないかなと思いつたら、大正だけか分かりませんが、大正の猟友会の方に聞くと、いや、文書がもうてきたと、わしはそんなことしよりやあせんのにやあという意見も猟友会の会員さんからありました。全町的にそういう形で文書なりで、そういった捕獲した後のシカの処理の対策等のことをせめて猟友会がそれぞれ地区にありますので、対策を講じてもらうような方策を取ったらどうかということに関連で質問させてもらいましたが、いかがでしょうか。

それだけだったと思います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） まず、1 ページの電気自動車（E V）導入事業でなぜ軽にしなかったかというようなご質問でございましたけれども、先ほどもご説明しましたけれども、現在電気自動車のメーカー、種類としては6 社、国産ではあります。そのうちの、最初軽にしたいということで検討もしよったところなんですけれども、試乗で運転した場合に、この電気自動車というのは航続距離が非常に少ない。1 回の充電での航続距離が非常に少ないですので、大体十和まで、大正・十和を往復すると、片道が大体4 2 k mぐらいありますので、往復しますと8 0 k mから1 0 0 k mぐらい、いろいろ寄ったりするとかかるんですけれども、軽の場合につきましては走行距離が1 2 0 k mしか1 回の充電でできないと、急速充電でできないということで、やはり、車に乗る場合、最低やはり2 0 0 k mぐらいの充電走行がないといけないというような、試乗もした上でのことから、軽という形ではちょっと無理かなと。そして、その2 社の軽も非常に車両価格が高いです。今回の見積取った金額とほとんど変わらない、同等の車両価格もしますので、今回は走行距離が2 0 0 k m以上あって、そして車両的にも安価なもので見積を取ったということでございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 二点目の家地川の関係についてお答えしたいと思います。

資料3 ページのほうになりますが、ご指摘のように2 6 年度、2 7 年度の金額が記されていない意図的なものは全くないわけですが、事業名として、いわゆる活用計画策定事業というふうにしてます。施設全体の計画については体育館を観光集客施設、また、校舎のほうを宿泊体験施設といった位置付けで話合いをしているところでありますが、それぞれ国の交付金を充てていくのか、例えば体育館のほうであれば社会資本交付金が当たるといったお話もありましたので、今、建設課、商工のほうとそういった交付金について県のほうと調整もしているところです。また、集落活動センターとして校舎部分の宿泊体験施設であるとか、地域にとれば野地・家地川の基幹集落センター、そういったものも声として上がってきておりますので、そういった部分については県単の事業を活用して計画をしたいというふうに考えているところであります。あわせて、6 月議会の際にも収支計画、そういった部分がしっかりできていないというご指摘も受けましたので、今回、この計画策定事業、県の補助も受けておりますので、そういった計画の中で収支計画、こういったものを地域の皆さんとしっかりと、期間半年余りではありますが、練り上げていきたいと

いうふうに考えているところです。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 7ページのこうち農業確立総合支援事業の中の竹粉碎機の件についてお答え申し上げます。

竹粉碎機の導入につきましては、もう既存の予算の中でお認めいただいたわけですが、このこうち農業の事業で行いますと、農家の方への貸出しが利かないということになってます。本来、この竹粉碎機につきましては農家の方に貸出しを行って、農家とか林家もあるんですが、竹の処理に困っているそういうものに役立ててもらおうと思って計画を立てたんですが、この事業で用いてやりますと、これ営農支援センターが導入してそこから貸付けを行うというもくろみであったわけですが、それができないということになりましたので、今回このこうち農業確立総合支援事業のほうから減額させていただきました。

それで、一般財源を用いてやっても可能ではあるんですが、事業費が154万3,000円の物を導入しようとしておりました。これは軽トラに乗るぐらいの小さな、軽トラに乗る一番大きなわけなんですけど、それでも小型すぎるのではないかという意見もありまして、ちょっともう一度考え方を整理するために一回ここはまず減額させていただいて、また新たな発想で、もうちょっと規模も含めて計上させていただきたいと思います。今回はやはり、第一の原因は貸付けができないという物をなかなか導入してもいかんということで、事業の中で落とさせていただきました。

それから、もう一点。鳥獣害対策の中で一つは部位をどこにしているのかという、確認のための部位ですね。両耳、両尾でございます。それで、シカの場合とイノシシの場合あるわけでございますが、シカの通常の事業の分はシカは耳、両耳ですね。これを持って来ていただくと1万円。それから、イノシシの場合は尻尾です。尻尾で6,000円でございます。それと、6月議会で計上させていただきましたが、国の補助金が8,000円追加という形になりました。その場合は、シカの場合は両耳、尻尾と。それから、イノシシについては両耳、尻尾、それから牙まで付けなさいということなんです。それで、全身の右側に獲った日付を書いて一緒に獲った方と写真を写してという形の大変厳しいという、同ような答弁をさせていただいたと思いますが、そういうようになってます。

それで、もう一つは駆除の後始末、駆除の後始末についてどう対策をしているのかということで、大正地域のほうでは、議員さんおっしゃいましたように、お知らせを出したようでございます。全町的にはまだ出してないわけですが、鳥獣の後始末につきまし

てはしっかりと鳥獣保護法って呼んでますが、その中で禁止されております。うたわれております。捕獲した鳥獣は全量を回収するか、または適切に埋設処理することが課せられておるということでありますので、もう法律違反になります。ということで、罰則の規定もあるわけですので、大正地域で出したような文書をまた全体に出すなり、それから駆除のときにその部位をこちらへ持って来ていただきますので、そのときにこういういろいろと苦情が上がった場合がありますので、それは法律に違反してますよということで直接職員が皆さんに注意を促すようなこともして、こういう違法なことは行われないように努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） EVの関係は了解しますが、ただ、町長、せっかくここに目的・趣旨のように書いてますように、燃料を使わずに電気自動車で町としては走るんだという観点であるならば、せめて今度の新しい車にしっかりと四万十町電気自動車という名前でも入れて、町がそういうことで積極的に取り組んでいるという姿勢を見せてほしいということを行います。

それと、企画課長から答弁いただきました集落活動センターですが、町はあくまでも地元が宿泊施設も、また体育館も利用するような検討をしておると、だから町はやろうという考えながだと思うわけですが、最近の状況も変わってきたというのは宿泊施設が窪川地区に今度新たにできるということも想定して、ただ、私が言いたいのは、簡単に収支が黒字だというようじゃなくて、大正にはウエル花夢という民間で、今指定管理されてますウエル花夢も宿泊施設です。様々な宿泊施設を参考にしながら収支を見てもらわないと、恐らく私がもしそういう委託業者だったら赤字になりますというのはなかなか委託を受けた以上、よっぽどじゃないと赤字というのは書きづらい要素も出てきますので、しっかりとした収支を出してもらわないと、この前の計画では当面支援するというようなことではね、当面がいつまでかということもある。だから、しっかりとした収支を検討してもらわないと、今言ったように、最近はどういった窪川のところに宿泊施設も計画が現実的にされましたので、簡単にもうけるというのは素人集団ではできないということは私はずっと一貫して言ってますんで、そこらはしっかりと検討を加えてほしいと思います。

それと、シカの関係では担当課長から答弁いただきましたが、私は、本当に暑い中、獲ってくれてます。その苦労は私も肌で感じてますが、ただ、そういった、一部ではそうい

った猟友会の方が部位だけ取って捨てられてる白骨化した死骸もある、猟友会の方も言っていました。はっきり言うたら。わしも見たと。多分、冗談では西土佐地域では耳だけのいたシカがわさにくくれちゃったということもあるわけです。冗談かもしれません。猟友会の方が言いました。というのは、部位だけ取って逃がす、処分が大変だということの表現かもしれませんが、そういった冗談が飛び交うことにもなりますんで、ぜひそういった意味で、苦労は猟友会の方はされてます。しかし、そういった一部では批判がありますので、しっかりとて猟友会の良心に、法律違反じゃいうてもそんな罰則どうこうじゃなくて、やはりそういうしっかりとした対策を講じてもらうよういうことでお願いをして終わりますが。

ただ、竹粉碎機ですが、いろんな機械が2,000万とかいろいろあることは私も知ってますし、個人的には欲しいな思うけども、百数十万で個人で買うことはできません、私自身は。だから、できるだけ窪川地域だけでなく、できればですよ、大正・十和、竹が荒れてますんで、どっかの事業主体になってもらう、農協なら農協なりで貸出しが低利で貸出してもらえらば、植林した地域も竹が減るような状況にもなるかなというふうに思ってますので、十分ニーズを把握しながら、そこら辺の選定をして現実にしてほしいなということを希望を申し上げて質問を終わりますが、答弁があればよろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 電気自動車については、環境に優しい町という四万十町をPRするための一つ的手段でもありますので、これについては大いにPRをできるような感じでいきたいと思っております。

それから、家地川小学校の宿泊でございますけれども、議員さんおっしゃられるとおり、町内のいろんなところと競合するということになっても困るわけでございますが、今、圧倒的に町内でも宿泊の施設が足らんという状況の中で、こういったレベルの宿泊施設にしていけるのか、今後の課題でもあろうかと思いますが。私が一つ考えておりますのは、やはり、この四万十川流域には小・中学生、高校生、あるいは大学生、そういった研修、野外体験研修といいますか、そういった施設がございません。この前も関西大学から20数名学生が1週間四万十町のほうに来ていただきましたけれども、本当にもう宿泊する場所はありませんで、分散をして泊ったりしたというようなこともございます。今、いろんな大学から四万十町のほうに研究で入ってきたいということがあられるわけでございますけれども、そういった学生の研修宿泊施設としての位置付けもいいのではないかなというふうにも思

っております。

それと、一つアドバイスを受けたのは、家地川のダム湖、あそこは以前私もお話をさせていただきましたが、大学のカヌーとかヨット部、そういったところも非常に最適の地であるということもあるようでございますので、どんどん情報を発信をして、そういった研修宿泊施設として利用をしていくと。桜マラソンであるとか、ウルトラマラソンとか、そういった大規模な宿泊を受け入れる場合にはそういったところへも振り向けていくというような格好で、地元の方に赤字が被らないような格好で行政としても一生懸命頑張って検討もしていきたいと思います。

（３番田邊哲夫君「議長、もう一回ある」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） いや、町長、答弁いただいたわけですが、その答弁には私は疑問に思う点は、ウエル花夢だって、町長、夏場今でさえいっぱいですよ。だから、四季を通じてね、私はウエル花夢を体験して、自分も認めて大正時代造ったがですよ。しかし、夏場だけはいっぱい、断る状況です、今も。秋、冬、春ね、５月の連休まで閑散としてますよ。だから、一時的に大学の人に来てくれる、桜マラソンで一晩二晩来てくれるからというような安易な考えだけは、ぜひ、今までの私の経験からは赤字になります。現に今だってウエル花夢、年間指定管理料４００万じゃったかな、５００万ですか、４００万だと思いますが、出してますんでね、それで何とかながですよ。だから、そういった施設を今後増やすような形では、２８年度から、あなたも言われたように、どんどんどんどん交付税が減っていきますんでね、後々維持管理がどうなのか、いろんな橋も老朽化してきます。建物もきます。その予算も国も困ってます。町も困るようになりますんで、そこら辺もトータルで物事を考えて計画をしてもらいたいということを言って終わります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） どの宿泊施設、それからホテルも冬場の観光、シーズンオフ、それについて苦勞をしておるということは私も十分承知をいたしております。だとすれば、なおさらのこと１年間を通してできるような研修施設としての位置付けもいいのではないのかなと思っているところでございますが、そのことについてはまたいろいろ情報の発信もしながら、また、いろんなアドバイスもいただきながら無理のないような運営にしていこうように十分注意をして検討もさせていただきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 簡単をお願いしたいと思いますが、もう皆さん疲れておると思いますが。

林議員から先ほど持続的森林経営確立総合対策実践事業というのがございました。その中で、プリントミスが一つありますが、「重要とる」となっておりますが、「重要となる」と思いますが。

そこで、これはいわゆる森林整備計画に基づいたもので、こういう路線を再改修をしていくのか、それとも森林組合のほうから、例えばこの4路線については必要ということで提案されて認定をしていくのか、そこのあたりがちょっと、僕、不透明なもんでお聞きしたい。例えば、これ、既存の道路網の活用ということですので、3mのこれまで道を抜いたものを、なお、国の400円と県の200円、そして町の200円と受益者負担ということですので、これは町有林だけではなしに民有林も含まれていると思いますが、森林整備計画に基づいて町有林・民有林等の整備を含めて、例えば公募をして、町民あるいは林業の経営者に対して公募をして、その上で認定をしているのか、それとも森林組合から4路線が出てきて、そのままこれを執り行っているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 11ページ、持続的森林経営確立総合対策実践事業です。

これ、先ほども申し上げましたが、これは従来からありました森林整備地域活動支援交付金という、山への間伐などをする前に所有者になるべく山の中へ入ってもらいましょうという林業版の中山間直接支払というような形でスタートした事業でございます。この事業から飛び出して新しくこういう事業を設けたわけでございます。

ご質問の4か所につきましては、森林組合からの要望があつて民有林のほうへ抜くものでございます。元からありました森林整備地域活動支援交付金につきましても、その取組等については森林組合で行っておりますので、その部分についても一緒に要望等を取っております。ただ、この事業の確定を待って予算計上となりましたので、今回の4件の計上となったわけでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） こういう場合に、例えば受益者の関係もあろうかと思いますが、

これ十和のほうは全然出てきてないですね。ですから、この間も私言いましたが、町有林の関係で崩壊をしていると、そういうところもございます。ですから、考えてみたらそういうところこそ、こういう交付金事業の中で対応していくべきであると。ですから、これらが、例えば森林組合から単独で出てきたものについてそのままやるのか、それとも受益者とも協議をしてその上で認定をしていくのか、そこのあたりが、私は不透明であるというふうに思いまして質疑をしたわけですが、その点が分かればもうそれで結構です。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 募集の仕方のお尋ねと思いますが、これはもう森林組合のほう、現在3つの森林組合が合併してできておりまして、それぞれ支所はありますが、その全体で一応要望は取っているところでございます。

町有林の分については、この事業ではなくて、施業の中のひとつの経費で、崩落ですか、崩壊ですか、そこのほうを修理しましたので、これはちょっと使いませんでした。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 大変お疲れのところ申し訳ございません。

先ほど、14番の下元議員さんよりの質問の中で回答ができてない部分が一つありましたので、お答えしたいと思います。

子宮頸がんの副反応の情報について、町として通知、もしくは広報したかということでございますが、町内に今年該当する中学1年生の女子でございますが、全部で74名。5月の段階ではそのワクチンの接種に対する予診票を送付しておりましたけれども、6月になりまして厚生労働省のほうよりの副反応に対する問題が提起されたということで、厚生労働省からの通知の文が来ております。町として独自のものでもありませんけれども、子宮頸がんの予防ワクチンの接種を積極的には勧めていませんということで、接種に当たる有効性とリスクを理解した上で受けてくださいということの書いたものを、2枚にわたりまして書いたものを74名の方には送付しております。

先ほども言いましたけれども、広報等でのことはしておりませんが、直接該当されて、そのことを事前に送っておられます中1の女子74名の方にはこの注意事項のものを送らせていただきました。

以上でございます。

(14番下元真之君「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長(宮地章一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号平成25年度四万十町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(宮地章一君) 反対者1名です。起立多数です。反対者林健三君。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午後3時18分 休憩

午後3時33分 再開

○議長(宮地章一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第24 議案第67号平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第25 議案第68号平成25年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第1号)について、日程第26 議案第69号平成25年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第1号)について、日程第27 議案第70号平成25年度四万十大道へき地診療所特別会計補正予算(第1号)について、以上、議案第67号から議案第70号までの4議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退をしております。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号平成25年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退をしております。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号平成25年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算

(第1号)についてを採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号平成25年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第28 議案第71号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第29 議案第72号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上議案第71号から議案第72号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第30 議案第73号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第31 議案第74号平成25年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第32 議案第75号平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上議案第73号から議案第75号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第 73 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 73 号平成 25 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

議案第 73 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。早退 1 名です。したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 74 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 74 号平成 25 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

議案第 74 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。早退 1 名です。したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 75 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 75 号平成 25 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

議案第 75 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。1名早退です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第33 認定第1号平成24年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

暫時休憩します。

午後3時44分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をしておきたいと思います。7番山上議員が所用のため早退をしております。

報告を終わります。

質疑はございませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 時間も大分迫ってますので、できるだけ簡単に質問してみたいと思いますが、これも答弁次第ですので、答弁いただきたいというふうに思ってます。

町長が、高瀬町長が就任されて確か3度目の決算だろうというふうに思いますが、町長は24年度、特に一般会計を振り返ってみて、歳入歳出含めて様々な事業も展開してきましたし、総括として24年度決算、町長としてどう総括されるのかという点をまずお伺いしたいし、今日は一般会計、特別会計、全て一括の審議になりますので、そこだけ一回で終わるわけにいきません。

特に私、気になって、ずっと、去年も言ったと思うわけですが、大変それぞれの所管の方々苦勞されて、成果説明書をいただいています。それなりに目を通させていただきました。本当にご苦勞さまで。が、若干苦言をまた呈させていただきたいと思いますが、あくまでも成果という捉え方を、どう町長捉えているかという問題を私は指摘したいわけですが。

確かに24年度こんな工事を、またいろんな事業を実施したというのは、それは実施の内容ですね。成果というものは、やって、それをどう総括し、今後それがどうなのかというところまで、私は、踏み込むのが成果として提出すべき文書だと思いますし、『議員必携』にもそう書いてます。決算書というものはそういう位置付けのもので、成果表を出すのが好ましいじゃったか分かりませんでしたけれども。

それが、例えば大変、全般を言うつもりはありませんが、たまたまかいつまんで、その課に当たる方は大変申し訳ありませんが、その課だけを指摘して言うつもりはありませんが。例えば成果表の47ページ、町民課になります、大変、一例ですので、そこだけということではありません。見てもらえますか。小・中学校の医療費の無料化の問題です。

「事業の成果」と書いてますね。「保護者負担の軽減による子育て環境の充実や、児童の保健向上及び福祉の増進に効果があったと思われる」のが成果としてここに書かれています。私は、四万十独自の中学校医療費の無料化やってきた。特に乳幼児含めて、一般会計からの予算も入れた。その結果、例えば乳幼児、児童・生徒を含めて、重症の病気を含めて、そんななかからあったとか、分かんですよ。そんなことも評価として、全体、私ども分かりませんので、多額の一般会計を持ち込んで中学まで医療費無料化してますんで、それがどうなって、どうなのかというのがないと、「思われる」というだけでは、それは個人的な見解というか、町民課の思う思わんというもんで事業を実施して、私はないと思ってます。それだけ言いません。

次には環境課も言います。54ページ、太陽光発電。大変町民からは喜ばれ、私も太陽光発電やりました。が、しかし、その中で、住民の声としてどうなのかということも併せて上げれば、一例です。大変私の勝手な思いだけです。そうなれば、ああ、そうかと、事業実施して良かったなど。今後もそういう形で進めるということになれば、それなりの評価、自分自身も予算認めてきたし、そういうところがあればなというふうに。たまたま1例を挙げましたけれども、ほかの課も、それぞれ課長、自分のが本当にええなのか、もう一回、一例、二例挙げましたけれども、振り返って今後、来年度の成果表の中で、よければ生かしてほしいというふうに思っています。

それと、その中で、町から決算の状況の資料もいただいてまして、基金のところを私ちょっと見ました。決算の状況を、町からいただいた資料です。9ページになりますが、積立金というところを見ていただけますか。園芸作物価格安定基金というのがあります。合併時にはこれ、特別会計で、それぞれ議員も詳しく特別会計見ることができましたけれど

も、何年か前から一般会計の中に入り込みましたので、非常にこういうことでしか資料を見ることができませんが。

23年度の価格が、基金が8,500万あって、じゃ、24年度決算でどう見たか。同じ金額が出ています。ご承知のように、町長、これは旧大正・十和時代に、確か北幡3か町村で、JAも含めて取り組んできた事業だったと思いますけれども、それぞれの品目が、農協出荷する、系統出荷の中で、シシトウやピーマン、イチゴ、またほかにもあったか、ちょっともうはや忘れました、種類が。価格が、ある程度の価格が下がった場合に協議会を持って、それ以下になったら基金の利子運用が当初じゃったと思いますけれども、それで補てんしよう。その代わり、生産者も1パック何ぼで拠出してくださいよ。そういう中で補ってきた、農家の所得補償するために作った制度がこの制度でした。

残念ながら、どうも四万十町なって、農協が違うけれども、JA四万十はやってないんじゃないかという声もちらっと聞いてきましたが、同じ四万十町なってですよ、町長、農協は違えども、生産者は四万十町の町民です。できれば全ての四万十町の農家の方々に、農協系統出荷をする場合にはしっかりとした補てんをできるような体制と、併せて、これを見ると、どうも基金の取崩し合わせて、利子の補給なのか分かりませんでしたけれども、利子から補充するのか今は分かりませんが、どうもこれがうまく活用されてなくて、ただ基金としてずっと計算書に載ってくるようなことではどうなのかというのは、町長、町税を見ても、ずっと自主財源である町税が23年度、24年度決算見ると、9,000万ぐらいの減少になってます。これは恐らく、ここにも書いてますように、法人も含めて自営業、第1次産業の従事者、大変厳しい中で燃料、いろいろな経費もかさむ中で、生産者米価も年々下がる。今年もまた去年以下になるという状況の中で、厳しいので町税がこういう形で右肩下がり、どんどん下がっていった状況見たときに、こういった、できる、使えるものは、せっかくつくってますので、もう少し農業の生産者に補てんできるような取組ができないかなというのが私の思いです。それと、まだあったと思いますけれども、それで終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 平成24年度の決算を受けて、町長の思いということでございますが、平成24年度、一般会計で154億、そして特別会計で68億と、220億ぐらいの大型の決算となったところでございますが、平成24年度は12月に高速が開通をするということで、四万十町にとっては新しい時代の幕開けの年であったというふうに思っ

おります。また、総合振興計画の後期実施計画がスタートをして、第2ステージに入った、正にそういった節目の年でもございました。

これまで懸案でありました庁舎の建設、そして汚泥再生処理施設等についても着手をすることができましたし、また、高速の開通をにらんでホビー館の周辺整備、そういった観光交流拠点施設の整備等も図ることができたというふうにも思っております。

そして、移住促進という面ではクラインガルテンの建設、あるいはクラインガルテンの増設、また、お試しの滞在型施設等も設置をいたしまして、こちらへの呼び込みの、そういった基礎的な施設等の拡充も図ってくることができたというふうにも思っております。

また、防災対策、そういったものにつきましても、興津・志和地区の津波避難施設も計画どおり進捗をいたしましたし、先ほども申しましたけれども、高速の開通を機に、新しい時代への幕開けとなった年であろうというふうにも思っているところでございます。基礎固めの時期から発展へ、そして安心・安全なまちづくり、また、自然と人が元気なまちづくり、そういったまちづくりに向けての一つの流れができた年ではなかったかなというふうにも思っております。

また、この決算で出ておりますけれども、今後の公共施設の大規模改修、あるいは修繕等に備えるための施設の整備基金に2億7,500万の積立ても行うことができましたし、また、実質の収支では4億7,000万余りの剰余金も出て、黒字決算となったところでございます。そういった攻めの事業も展開をしながら、こういった健全な決算となったことにつきましては、議会の議員の皆さん方のご指導、そして職員一同の努力のたまものであったというふうに思っておりますし、大変ありがたいというふうに思っております。

今後は、先ほども申しましたように、これから、基礎固めが一応終了しまして、発展の時期へと入ってまいりますので、今後も健全財政を維持しながら攻めの行政と、そして守りの行政、そこらあたりのバランスも取りながら、新しいまちづくりに向けて進んでいかなければならないというふうに思っております。平成24年度、おかげさまをもちまして健全財政、そういったものも維持できましたので、本当にほっとしておるところでございます。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 主要な施策の成果説明書の件について、取りまとめは総務課のほうで行っておりますので、ご答弁申し上げたいと思います。

昨年の決算認定に当たりまして、この説明書につきましては議会のほうから、先ほど

議員さんおっしゃられましたように、「成果の部分が実施内容になっているところが多いのではないか」。もう一点、あらゆる、「全ての事業について記載されておって、余りにもページ数が多過ぎるのではないか。もう少し、主要な施策であるので、取りまとめたかどうか」というような意見があったことを記憶しております。

この24年度決算の取りまとめに当たりましては、通知をするときに、そういったことは併せて各課に通知をしたところでございまして、成果の部分につきましては昨年と比べると随分まとまって、成果らしく記述されてきてるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、まだ、先ほど指摘されましたように、不十分な部分がありますので、次、25年度の決算を取りまとめるときには改めて総務課のほうから通知をいたしまして、適正な説明書になるように考えていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長永尾一雄君。

○大正総合支所産業建設課長（永尾一雄君） 3番議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。午前中に確実な答弁をせよというておしかりを受けたところで、私が答弁をさせていただきます。

決算の状況のところ、9ページの部分ですけれども、園芸作物価格安定基金8,500万ということで、23年度から24年度、同じ金額が残っているんじゃないかということのご指摘のところでございますけれども、議員申されましたように、この価格安定基金につきましては大正・十和地区で園芸作物価格の安定化による生産者の経営安定、それから生産意欲の向上のために昭和60年頃から始められたものでございます。

大正園芸作物価格安定基金は昭和60年度に町の基金額として2,500万、十和園芸作物価格安定基金として昭和61年に6,000万の基金として、計8,500万としての基金がございます。

これにつきましては、四万十町大正・十和園芸作物価格安定事業というところで執行しておるところでございますけれども、この事業を円滑に行うために、大正・十和園芸作物価格安定事業運営協議会というものが組織をされております。この協議会には高知はた農業協同組合の北幡ブロックの統括常務、それから十和・大正の支所長、北幡営農センター長、それから各園芸生産者の、シシトウ部会とか米ナス部会、園芸部会、イチゴ部会等々が、11名の委員で協議会が設置をされております。この中で協議をしまして、対象作物の、議員申されましたように、補給基準単価等を決めまして、基金の運用基金を原資として、販売価格が補給基準単価を下回った場合に、その金額を補給金として支給するという

ものでございます。

例を挙げてみますと、シシトウ、露地物で基準単価65円ということで、それが、1パック100gですけれども、農家から拠出金として、1パック1.5円ということで拠出金もいただいて行ってやるということでございます。24年度につきましては、基金としまして、交付金として、先ほど言いました8,500万に運用利息として0.3%掛けて、年の364日ですけど、掛けて、25万4,300円。これが決算書のページ141ページにあります園芸作物価格安定基金の交付金ということ、25万4,300円が交付をされておるところです。またこれにつきましては農協からも拠出金がされております。それから各農家からも、先ほど申しました、シシトウならば65円の基準単価の1.5円ということでもありますので、その分も拠出をされてやっております。

これにつきまして、先ほど申しましたように、協議会の中で決定をするものでございます。25年度も会がございまして、先ほど言いました委員の中で協議をして、決定をしたところですけども、その中でも意見がございました。基金は取崩しは極力しないようにしたいという意見もございました。それから、基準単価を上げると農家さんにはええわけですけれども、そして下落した場合に、シシトウとか生産農家の多い部分については、価格が1,000万とかいうふうになってくる場合があるということで、極力そこらも勘案しながら、1年間の価格の安定、状況を見ながら価格を選定していくということでございますので、この協議会の中での決定ということになろうかというふうに思っております。これにつきましては年間の価格変動がありますので、それからまた、生産資材の高騰等があると思いますので、その都度検討をさせていただいていきたいというふうに思っております。変更がありませんけれども、そういうところで崩さないでいきたいというところですよ。

J A四万十のほうですけども、農協が違うということですので、そこらについては意見交換等を行っていききたいと思います。そこらについてはこちらから意見の交換というところで進めて、できるかできないかの判断できませんけれど、そういうところでやりたいと思います。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後4時3分 休憩

午後4時4分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

町長の総括の答弁をいただきましたが、まだまだ25年度も進行中ですが、防災・減災の予算もずっと付けていかなきゃならん状況にもあるわけですが、そういった意味で、24年度が町長としてどうだったかなという答弁をお聞きしたわけです。

私、言いたいのは、大変町税が下がってます。そこが何に起因しているのかなというのが、私どもにはそれぞれの納税者の状況は分からんわけですが。法人税も下がる、それぞれの、農業、自営業含めて下がっているんだというふうに思いますが、全体的に24年度はどういう傾向にあったのか。減収の要因というか、そこら辺を一つ示してほしいなという点です。

それと園芸作物については、今課長から答弁あったように、JAはたが、また、JAはたの組合員が、いや、わしらやらんとならしようがないというのは、今答弁があったように、生産者が1パック幾らいう形で拋出をせないかん部分もあるわけですよ。だから、それがどうなのかということで、大正・十和はそれをやってきたわけですが。

ただ、8,500万じゃったかな、は、基金を旧大正・十和か分かりません、ちょっと金額的には分かりませんが、持ってたわけです。それを四万十町が引き継いだわけですので、この基金をうまく使うためには大正・十和言いよってもいかんではないかな。JA四万十に話をして、同じ四万十町の農家として、お互いが底上げをしていくような取組をJA四万十にお願いし、生産者にもお願いをしですよ。こんな、あることを知らん生産者もいっぱい四万十町でおると思うんです、農家の中で。だからJAにもお願いをしながらよ、いつまでも、高々、今、先ほど、年間30万ばあの利子だけでためておくのが趣旨じゃありませんので、やはり農家の生産意欲と所得の向上を図るのがメインです。当然協議会の委員もおります。しかし、今の状況では、恐らく24年度取崩してあてがってますか。ないがじゃないかということが、私の単純な疑問がありましたので、この8,500万を言ったわけですが、そういった意味で基金はためておかなきゃならんもと、基金を使って、また崩しながらも、そういった農家を守るという視点も大事ではないかなというふうに思います。2回目、終わります。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） それでは私のほうから、ご質問の町税の減少の要因ということで、まず町税全体、24年度決算における町税の減少のほうですが、議員おっしゃられ

ましたように、23年度決算と比べて約9,000万、8,980万円収入済額で減となっております。この大きな原因は、法人町民税が約4,946万円減額になったことと、固定資産税が4,659万円の課税減となった。この2つが主を占めております。

法人町民税につきましては割合規模の大きな法人、大きな法人税割額を納めていたものが24年度は不況のせいということもあります。法人税割額がなくなったということで、大きな減となっております。あと、固定資産税につきましては、24年度、3年に一度の評価替えの年であったということから、土地等、今日の新聞にも出てますが、ずっと下落しておりますので、その分の3年に一度の評価替えが影響しまして大きく落ちたということころです。

あと、議員、今、農業の収入なんかについても言われておりましたが、実は税収というより、四万十町になっての所得、町民の方の所得のところなんです、言われましたように、年々下がってきております。これは税で言う総所得、事業で言えば利益の部分になりますが、この金額。税が掛かるのは、利益から例えば扶養がおれば扶養控除なんかを引いた残りへ税率を掛けるわけなんです、扶養控除なんかを引く前の総所得です。これが合併当時の18年度は約160億ありました。これが今年度の24年度決算で141億となっております。個別に何所得が下がってきたかといいますと、やはり一番大きい給与所得。これが平成18年度当時約130億あったものが順に下がってきまして、平成24年度で、今、114億弱というところなんです。

あと、営業所得といいますか、営業というたら農業以外の事業所得になりますが、これが合併当時、18年度で約9億あります。これが24年度決算で6億9,000万円弱。農業所得、これはちょっと毎年度の上下がすごい大きいですが、18年度当時で約3億7,000万。ただ一番大きかったのが21年度で、8億この年は2,000万あります。ただ、24年度におきましては4億8,000万という状況となっております。

ちなみに、25年度はこれがまた下がりまして、4億という状況です。

あと、ほかの所得は毎年度、特に余り大きな変化はありませんが、やはり給与所得が大きく落ちたというのが、実質の町民税なんかは毎年下がっている大きな要因となっております。

あと、農業所得はすごい毎年度の差がありますので、24年度決算、4億9,000万と言いましたが、23年度は約7億3,000万近くあります。ただ、はや25年度は4億ということで、ただ、これは上がったりが下がりがありますので、農業所得はなかなか

か読みにくいところがありますが、給与所得の減がどんどん大きくなってきているような現状です。

以上です。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 園芸作物価格安定事業でございますが、議員さんご指摘のように、この事業につきましては大正町と旧の十和村のほうでそれぞれ取り組んできた事業でございまして、それぞれ基金を積み立てて、農家の生産意欲、そして収入の安定ということを目的にずっとやられてきた事業でございます。

今、産業建設課長の話では、基金はできるだけ取崩さずに行きたいというようなことがございまして、基金を取崩さずに、果実運用型みたいな形で現在運用をしているというのが実態ということになると思います。

それで、合併して7年もたって、四万十町で、全体でということでございますが、実は私も合併当時、農林水産課長をやっております、この価格安定事業というのを旧の大正町、十和村でやっていることを初めて知りまして、実はJA四万十のほうでもどうじゃろうかというようなことも私の頭の中では考えていました。JA四万十の生産によっては、品目によっては、国・県同様の価格安定事業。急激に価格が下がったときに補てんする事業が、国とか県の事業でございます。それに入っている品目もあります。今ちょっと、どの品目かいうのはちょっと自信ないですけど、最近はやウガも県の、県単の事業で始まったようにも聞いてるところでございますが、何分にもその当時、農業生産額が旧の窪川町が60億を超える、そして大正・十和は3億ぐらいだったと思うんですが、それでこの価格安定事業を四万十町全体へやるということになると、当然今の8,500万の基金では到底足りないし、生産者も多くなりますので、そこらあたり当然農家の拠出も要るわけでございますので、なかなか町単独で四万十町全体へ広げていくのは難しいというような判断もさせていただいて、現状の旧の大正地区・十和地区、JA高知は管内で引き続いてやっているというような状況でございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長永尾一雄君。

○大正総合支所産業建設課長（永尾一雄君） 先ほど申しましたけれども、基金からの利子及び農家からの拠出金、農協からの拠出金があるわけですが、言いましたように、価格補給を差し引いた残りを準備金として積み立てて、翌年度以降の価格の補給にしておるわけですが、先ほど議員申されましたように、これ、運用が2,30万ではもう

いかんのではないかというようなご指摘もございましたけれども、24年度の決算ですけれども、準備金残高が1,000万にがしございます。それから、先ほど、予算書でありました25万円の町からの拠出金、それから農協からの拠出金もございます。それから農協農家からの拠出金がございます、1,300万にがしの歳入がございます。

その中で、歳出といたしましては委員の報酬等がございますけれども、先ほど言いました補てんを行った、35万5,000円くらいの補てんを昨年度はしております。その差引残高といたしまして、定期預金ありますけれども、2,200万にがしがございます。これにつきましては協議会の中でも、崩して、ある程度利用していかないかなということと言っておりますけれども、先ほども申しましたように、価格の変動が大きかった場合に、1,000万がぽんっというような状況が出てくる場合がありますので、そこら辺については慎重に協議会の中で、私も委員になっておりますので、農家の方々と協力というか、意見の交換をしながらつくっていききたいというふうに思っておりますので、その辺、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 最後になりましたが。

町長、今、初めて税務課長から24年度の町民の、いかに、働けど暮らし楽にならんという状況が、特に給与所得者が多いという実態が明らかになりました。決して、アベノミクスになっても、25年度どうなるか分かりませんが、恐らく、そんなに簡単に地方まで、給与所得者も賃上げになって、消費に回る状況にはならんとは私は思っています。そういった中でこの実態を見て、町長、26年度については、骨格予算になりますけれども、あなたにとってみりゃ、できるだけ町民が住みやすい町にしてもらおう予算編成をお願いして、私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 私も詳細の説明は初めてお聞きをしたところですが、合併してから役場の職員をとってでも、平成18年から現在まで60数名が減少ということになっておりますし、それから当然教職員の数、そういったところも減少した。それが大きく響いているのではないかなというふうに思っておりますが、それと、給与の目減りもございましょう。

そういった実態を見たときに、やはりこれから雇用の面、雇用の充実、拡大というところが一番本町としては取り組まなければならない大きなポイントになってこようというふ

うに思ったところであります。

平成26年度骨格予算として、本予算については6月の補正予算で計上させていただきますが、これからの四万十町の目指す方向としては、やはり人口減をいかに食い止めるか。それには雇用の確保、それから少子化対策、そして高齢者の健康の増進、そういったいろんな面が入ってくるわけですが、いかに人口減を食い止めていって、住みやすい町をつくっていくのか。それが税収の拡大にもつながっていくというふうに思っておりますので、今後はそういったところに視点を置いて、新しいまちづくりを進めていかなければならないなというふうに自覚をしたところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 二点ほどお聞きしたいと思います。

私もええ年になりました。私たちが借金をかろうたら、後世に余り残しちゃいかんという理論の下にいろいろと考えてやっておりますが、今後、これは何よ、健全化判断比率の中にあります将来負担比率33.2%ということで、非常に努力もされて、こういった形ができておると思います。

しかし、それを見ますに、これは今の地方債の中のもんでございますが、この中で、地方債で示されたものの中で、地方債の現在高で、普通会計の中で金利が非常に高いものがあるというところとあって、これは前倒しの中で、払えるものは払うてきたと。長期経営の中で、長期返済の中で組み込まれたものは、なかなか返そうにも受け取ってもらえんよというところもあると思います。

しかしこの間ちらっと、津野町が健全化に向けた中で、前倒ししていろいろ支払いして、払えるものは払うたよと。その中で、身軽い形をつくったということを言われております。

これが、この中で、現在5%いったとか、こういった6.5とか、こんな金額、高価格な金利の中でやるような、ほとんどないと思っております。それで、1.5%以下という形の中で地方債を組んで、新しいものはそういった中で組み込まれておると思われま。

それで、先ほど町長が申されたとおり、2億数千万円の今回の積立てができた。そういった、こういった金を基金に置いたところで、置いたところと言うたら失礼ですが、置いても、金利が0.何%の中でやるわけで。そうすると借入れた金との差額を考えたときに、3%なりというのと、2.7%というのがこっちの金利負担なんですよ。そうすると、

1億借りて270万程度が年間に廃れていくという計算にもなりかねんというところで、できれば、そういった中でやっていく上で、前倒しして、払えるものは払うていく。これ、随分努力されてやってこられたことも、経緯も聞いております。ですが、どうも国のほうがやはり偉いと。うちの金借りたら、どうしてもこの金を借ってやってくれというような話みたいですが、そこら辺ができるもんかできないものか。また、前倒しできるもんがあれば、その前倒しをして払っていったほうが身軽になるんじゃないかなというふうにも考えるところでございます。それと、それは地方債と将来負担比率を考えた時の話が出ております。

それともう一点は、それについて答弁欲しいと思いますが。

それと、先ほど申されました町税に関して。町税の収入は、今後の見通しとしてもまた15億下がっていく見通しになろうと思います、今の中では。その中で不納欠損、これが、固定資産の不納欠損が非常に膨大なもんが出ておるということで、これは空き地とか空き屋とかそういった中で、これは所有者が分からんと、これも出てこんわけですが、所有者がありながら固定資産税を払うてないということになっておると思います。

ということは、今回その中で、槇野議員が言われました空き屋対策。これに絡めて、きちっとした対策を取っていけば、そういった、所有者があり、空き屋でなって固定資産税も入らんようなところもあるんじゃないかなと普通に考えるところですが、そういったものの整理がきちっとつくんじゃないかというふうにも考えるところです。

ぜひそういった方向を見つけながら、固定資産税の不納欠損、これ、600万円いうて簡単に言うんですが、5か年でしょう。5年に一回の不納欠損でなっていくんですよ。これ、もしこういった形で5か年としたら、五、六の3,000万。今、6,900万、7,000万近い固定資産税があるんですが、そのうちで、このうちの3,000万が妙にもらえんぞというような話にもなりかねんわけですよ、そういった中でやると。それで、そこら辺をもう少しきちっと精査した固定資産税の収納方法とかいうものは考えていつていただきたいと思います。現年度分についてはそれほどやないと思いますが、過年度分について非常に、これ、自分らも窪川の当時から、これは、固定資産税が非常に取りにくいということが言われておりますが、ぜひこれは、現在住んで、家におる、それから土地を持っておる方はお金払いゆうんですよ。払うて、みんな住みゆうんですよ。そういった中で、払わんでもええねやという話になれば、そういった差が出てくるということです。ぜひそういったことのないように、みんな平等に固定資産税払っていただけるような

方法を何とか考えていただきたいと思います。その方法について、また、税務課が考えておられるんなら、税務課のほうでひとつ返事を欲しいんですが、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 私のほうから高金利の借入れがなぜ残っているのかと。それが、繰上償還が可能なのかといったことのご質問についてお答えしたいと思います。

関連いたしますので、繰上償還についてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。起債の借入れといいますのは、国とか旧の郵便局、そういったところからの政府の借入資金。それと、また、JAとか、それから銀行といった民間からの借入れというのがございます。その中でも、国などから借入れました政府資金。こちらについて、保証金免除の繰上償還という制度がございました。これにつきましては、5%以上の高金利の起債が対象になっておったわけですが、この際に、繰上償還の際に保証金を免除してくれるという、保証金というのは金利と思っていただければいいと思いますけども、それが免除されるといった制度でございます。

ただし、これをやるには健全化計画というのを立てまして、その計画にのっとって、保証金以上の効果が出るように健全化計画を達成せないかんというような規定がございます。本町につきましてもこの計画を立てまして、平成19年から21年の3か年実施してきております。これが水道事業会計、それから一般会計、住新会計、合わせて5%以上の分が4億9,000万余り、これを繰上償還をいたしまして、その効果額が約1億というふうになっております。

ただし、ご指摘のとおり、5%以上の金利についても、それ、まだ残っておりまして、5%以上の分が全会計で約2億8,000万ぐらい残っております。そのうち一般会計が85万円ぐらい、それから十和の診療所の会計で1,600万。残りがほとんど簡水会計でございまして、こちらが2億6,000万ぐらい残っております。5%以上が2億6,000万ということですが、十和診療所と一般会計につきましては償還期間が残り短いということと、それから金額的にも低いということがありまして繰上償還をやっておりますけれども、簡水会計につきましては、この制度の条件上ちょっとできませんでしたので、やりたくても繰上償還ができなかったという状況で残っております。この分につきまして任意で繰上償還をいたしますと、先ほど申し上げたように保証金というのが必要になってまいります。この保証金を一定支払う必要が出てきますので、そういったところも含めて、今、残したまんまになっておりますけれども、あと、交付税の算入とかいろん

なところが関係してまいりますので、そういったところも研究をしながら、繰上償還については、できるものは積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） 固定資産税の不能欠損額が大きいんじゃないか。この対策はというところでお答えいたします。

確かに今年度、24年度決算見ましても、ほかの税目から比べれば、固定資産税の不納欠損額が一番大きいわけなんです。固定資産税につきましてはいろんな理由がありまして、例えばこの不納欠損された内訳なんです。大きいのは倒産された法人の固定資産税。あと、共有で納税者が何百人にもわたるという固定資産税。そういう固定資産税がありまして、どうしても固定資産税の不納欠損は大きくなってんですが。それと、固定資産税につきましては滞納になっていて、生活が苦しくなって生活保護になったというケースもあります。そういう方の固定資産税については滞納処分を一時停止しまして、状況が変わらないようであれば、3年後には不納欠損処分という形を取っておりますので、ほかの軽自動車税とか町民税に比べれば、どうしても固定資産税の不能欠損額は大きくなる傾向にはなっております。

ただ、この不能欠損を減らすという努力は当然税務課もしておりまして、徹底的に、滞納になっている方については財産の調査。財産調査を今徹底的にやっておりますので、それにより回収をしていくという方法を取っております。

ただ、固定資産税、実は県外の方で所有している、空き屋の話も出ましたが、確かにそういう県外の方で滞納になっている方もたくさんおられます。県外の方は確かに徴収が難しい部分があります。ただ、これについても全て照会を掛けて、銀行なんか、なかなか県外の場合は難しい部分もあるんですが、調査を徹底的にやるようにはしておりますので、できるだけなくすように税務課としては努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） どうも答弁ありがとうございました。

先ほど財政のほうから説明がありました。5%以上はやったということですが、今言われる3%から5%、これ、政府系資金とか、それからゆうちょのお金というのは、なかなか長期でやる以上は早うに戻せれんというところもあるかと思いますが、ですが、そういっ

たことで、ぜひ、今の市場金利からしても、3というのは普通の市場金利の倍からじゃないですかというような話ですよ。そうすると、やはりそういった中で、ぜひ、努力できるところはいろいろやった上で、もう一回精査してみていただきたいと思います。

それから固定資産税です。これ、税金というのは当然債権処理のほうへ大きいもんは回すと思いますが、自分なんかも再々税金は滞納しちよっちゃ通知が来ますよ。通知が来たときに、差押命令がずっと来るんです。差し押さえしますよというような形で出されるんですよ。こっちはそれ、たまげて、ありゃあ差し押さえまで来るがかいみたいな話なんです。やはり県のほうから来る、県税事務所なんかはやはりそういった通知の仕方。やはり、脅しかける言うたら語弊がありますが、そういった中でやっていく。

それから固定資産税というのは、もともと土地があり、家があり、その中でやったもんであるわけで、全て品物が残っちゅうわけですよ、本来は。そこへ掛かっちゅうもんですから、だから差し押さえという方法もあろうと思います。もちろん手続上、お金が掛かるし、そういったことを、作業をやったら余計お金が要ったよというような話になるかも分かりませんが、しかし、やはりそこへ税金を払える、納税している方もおるという中では、やはりきちとした行政の姿勢というのは示すべきであろうと思いますし、ぜひそういったことで、平等にということからすると、少々無理があっても、差し押さえ程度の命令を掛けるとかいう方法でやっていったほうが、普通に税金を納めゆう方からすると、それが本当やないかというような考えになると思います。ぜひ、ちょっと厳しいようですが、そういった方法でやるなり、いろんな厳しい方法でもやはり取り立てというのはやっていって。金貸しじゃないですから、そういった難しいこともできませんが、やはり何かの方策を取りながら、ぜひ、不納欠損がないような方法で努めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 余り早う済んではいけませんので、一点、二点質問したいというふうに思います。

まず成果説明書の中で、247ページになるわけですが、大正の地域振興課になると思います。石のかざぐるま友好都市交流事業ですね。この事業の中で岡山県、熊本県と交流をして、去年は本町のほうで、大正地域のほうでそのイベントを取組をされたということでもあります。

これについて確認ですけれども、これまでに、せっかくの友好都市として交流を深めていくわけですから、「成果をさらに上げていく必要がある」という意見があったと覚えております。ですから、その内容としてはどういうことかといいますと、お互いに被災をされたようなとき、例えば台風とか地震とかいうようなときに、災害を受けたそのときにも早急な支援体制を取り合うというような支援の協定を結んでいく必要があるという。私もそういう思いをもっておる中で、同僚議員のほうからそういう指摘もあったというふうに、決算時期に、覚えておりますが、そのことが可能になっておるのか。そういう取組が進んでおるのか、その点を確認させていただきたいというふうに思います。

それからもう一点については、特別会計のほうで住宅新築資金の貸付事業。これについて、体制について少し質疑をしてみたいというふうに思うわけですが、これ、数字を上げてという問題ではもうないかなというふうに思います。大変な状況で滞納額が出ておることが、毎回決算の時期には同僚議員のほうから厳しく指摘をされていく中身の事業であるというふうに思います。この事業について、特別措置法にのっとった事業であって、制度であって、それを活用した個人個人の契約事業であるわけですが、それが、非常にその成果が厳しい状況にあるということは皆さん周知の上であります。

ですからそのことを、同じ状況で繰り返すということではなくして、少しでも成果を上げていくということではいけないと思うわけですが、そういった状況で、じゃ、四万十町として、そのことを今後どう解決をしていく体制づくりが必要であるという認識でおられるのか。これは担当の、建設課になるわけですが、この事業を持っているのは。そういうことでなくして、町長さんにその体制、今後の、それについてどのようにお考えを持っておられるのか、まずその点をお聞きしてみたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 友好都市の関係で、昨年も10番議員さんのほうからは「もう一歩踏み込んだ交流活動ができないのか」といったご意見もいただいたところであります。

来月、10月の初旬に3市町の幹事会がございます。その中で、3市町の相互援助協定、こういった内容について協議をしまして、11月の3市町の定期総会といいますか、その中で、今年度については山鹿市のほうに出向くわけですが、そこで協定を結ぶということになっております。

（10番堀本伸一君「相互協定」と呼ぶ）

はい、相互協定を結ぶということで。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 住宅新築資金の件ですが、確かにご存じのように、四万十町、合併いたしまして3か町村になりました。金額的にはかなり大きい金額が現在残っております。

町としての取組といたしまして肅々とやりゆうとこですが、昨年度、私債券担当者が税務課のほうにできました。それで、その関係もありまして、うちのほうからそっちの私債券担当されちゅう税務課のほうに移管といいますか、手続取りまして取り組んでおります。

その結果、24年度からできたもので、24年度、一応3件競売手続ということで、初めての取組といたしまして、24年度3件の競売手続を、1件当たり予納金60万要りますが、180万を予算化させてもらいまして、競売手続を裁判所のほうに起こしました。その結果、期間が長いことかかるもので、この7月ですか、一応結果出まして、3件とも一応売ることができまして、結論的に700万近いお金が25年度の会計のほうには入ってくる予定に現在なっております。そういうことで、払っている方がかなりおりますんで、滞納されてる方もありますが、担当課としてはそういう手続も取って、今後努力を重ねて、少しでも回収に努めたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 分かりました。

石のかざぐるまについては、そういった救援の協定が取られておるということであるということですね。その協定が結ばれておるということですね。

（企画課長森武士君「11月に」と呼ぶ）

11月にその内容で協定の話を進めるということですね。

（企画課長森武士君「そうです」と呼ぶ）

そういうことで、提言をされた中身については成果につなげていく取組をしていただきたいというふうに思います。

新築資金の滞納の問題については、全体が、誰も払ってないということではありませんので、その中でやはり何人かが厳しい状況の中で滞納という状況になっており、さらにはその中で競売するということ、あるいはその家計の状況によっては、執行部も分納的な施策を取って対処しておるのではないかなというふうに私は思っておるわけですが、何軒ですかというようなことは聞きませんが、そういった滞納されておる人が、やはりこういった状況があるのかということは、やはりしっかりと押さえていかないと。

だから、私はこの件については実態の調査が必要であるということを常に申し上げてきたわけですけども。

というのは、やはり先ほど来より税の問題もあるわけですけども、質疑に上がっておりますけれども、そういった状況でいかに支払い意欲を促し、厳しい中でも、そして完納していく方々との公正さというものをやはり保っていく必要があるかなというふうに思うわけですよ。ですから、それなりに理由があって、悪質的な滞納ということは私はいないであろうというふうに解釈しておるわけですけども、さらにこの厳しい時代に入ってきました。

ですから、ますます厳しくなっていく要素を捉えますと、どうでしょう、町長。幸いにして町長は十和出身であり、副町長が窪川出身であるというような状況もありますので、私はこの問題を、今後さらに成果を上げていく仕組みとして、これは町長も副町長も大変忙しい方ですから、非常に申し上げにくい中身でもあるわけですけども、私はそういった町長、副町長が入って対策本部みたいなを設置をして、庁舎の中で、そういったことで、預かった任期の4年という中で、一回でもええのではないかなと。その関係するところへ出向いて行って、ひざを交えた状況での、独自の取組をしながらということも、私は信頼の状況の中で、成果につながるのではないかなという思いを持っています。ですから、それはお二人だけでということではなくして、一定のそういった体制を組んだスタッフで出向いて行って、ひざを交えて厳しい話をしながら、酒を飲みながら私はえいと思うわけですけども、そういった状況で、できる限りでえいから、それに対して頑張ってくださいというようなことを、私はやる必要があるのではないかなというふうに思っております。ですから、それについて、町長のお考えも聞いてみたいということ。

例として、私も情報として入った件があるわけですけども。非常に厳しい人が、新築資金ではないですけども、改修資金で何百万単位の貸付けを借入れして、厳しいながらに一生懸命働いて完納した人があるがですね。その方に、旧十和の時代の村長が簡易な感謝状を作って、直接出向いていってお礼を言ったというような状況があります。そのときに感激をされて、その中で、村長さんに泣いて取り付いたというお話があります。ですから、私はこの問題なんかは、厳しく取り立てというスタイルの中では成果が上がらないというふうに、私は個人的に、勝手に思っています。ですから、そういったことを踏まえて、成果につながる方法をいかに考えていくかということでは、大変だと思います、執行部は忙しいわけですから。ですが、そういったことも私も試みの中では重要ではないかなとい

うふうに思っておりますので、町長のお考を聞いて、ご期待もしたいというふうに思うが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 住宅新築資金の滞納整理ということでございますが、先ほど課長が申しましたように、現在、税務課のほうに税外収入も含めた債券の回収班をつくって、頑張らせていただいております。そこらあたりの成果も見ながらということになってこようかと思いますし、また、庁内には滞納整理本部を立ち上げまして、各種の債券についての回収等も随時情報交換、また検討等も行っております。

その中で議員さんの提案がございましたように、職員が一丸となってやっていかなければならないというような方向性も、これから議論もしていかなければならないと思いますが、そういったことになれば私も先頭を切って、職員とともに債権回収には努力をしていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 時間が迫っておりますので、できるだけ端的にお願いしたいと思います。

堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 分かりました。

内容に入りますと、ついつい深くなって申し訳ないというふうに思うわけですが。

成果を上げていかなければ意味がないということですから、決算時期に同じ質疑を受けての繰り返しということでは、私は成果にならない。一定の、年度年度の、当該年度の何はあるわけですが、さらに、5,000円の一つでも成果を上げていくということについての工夫。これは精いっぱい考えていく必要があるんじゃないかなというふうに、均衡を取るという意味から、そういった考えがありますので、ぜひともそういった努力もしていただきたいというふうにお願いしておきます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号平成24年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

認定第1号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

本日の会議時間は議事日程の都合によりあらかじめ延長しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第34 陳情第25－17号要望書を議題とします。

この陳情案件につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○総務常任委員長（山岡義正君） それでは、付託された陳情審査報告をいたしたいと思っております。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号は陳情第25－17号でございます。平成25年9月11日に付託され、要望書でございます。

採択すべきものと決定をいたしております。

なお、詳細は裏に書いております。

この経過報告でございますが、これは現地調査の結果、山瀬、追岩両地区をカバーする基地局設置は非常に困難であるかもしれないんですが、山瀬地区に一か所要望される場所がございますが、そこに設置することによりある程度カバーすることができるとの判断により採択をいたしました。

審査結果、全員一致で採択でございます。反対意見はありませんでした。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第25－17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第25－17号要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第25－17号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第25－17号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第35 陳情第25－16号七里地区町道認定陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 平成25年9月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。産業建設常任委員長林健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第25－16号。付託年月日、平成25年9月11日。

件名、七里地区町道認定陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定。

産業建設常任委員会審査経過報告書。

経過、陳情第25-16号。

件名、七里地区町道認定陳情書。

2. 現地、宮地正幸氏（地区代表）の説明を聞く。

3. 審査内容、採択ということで全員一致でございます。

委員の意見といたしまして、四万十町町道認定基準に関する規定4にあてはまる。その内容は、人家地帯への連絡路であって、生活道として重要であるもの。

執行部の意見、一緒でございますが読ませていただきます。四万十町町道認定基準に関する規定4にあてはまる。

2. 人家地帯への連絡路であって、生活道として重要であるものということでございます。

反対意見はありません。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第25-16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第25-16号七里地区町道認定陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第25-16号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第25-16号は委員

長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第36 発委第10号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、日程第37 発委第11号消費税率の引き上げ時期について慎重な判断を求める意見書、以上、発委2議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○総務常任委員長（山岡義正君） 発委第10号について説明させていただきます。

この案件につきましては町村議長会から申入れがありまして、総務常任委員会で検討しておりました。その結果、次の意見書を提案することに至りました。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」ということで、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

内容につきましては、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書でございます。

それでは、申し訳ございません。今回の森林吸収源対策につきましては、先ほど申し上げました町村議長会、すみません、間違えました。実は私たちが……、本議会は森林吸収源対策及び地球温暖化対策の地方の財源確保のための意見書採択。これにつきましては、全国森林環境税創設促進議員連盟に我が町議会も加入しておりますので、この意見書は必要であろうかと思ひまして、認めて、この意見書を提出するに至っております。

なお、この案分につきましては、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書となっております。下の「記」のところだけ読まさせていただきたいと思います。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築を強く求めるということで、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月20日。

高知県高岡郡四万十町議会でございます。

あて先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長になっております。

以上です。

それではもう一件、消費税率の引き上げ時期について慎重な判断を求める意見書ということでございます。

この案件につきましては陳情書が出ておりましたが、25-19号によりまして、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択という陳情が出てまいりました。この件につきまして総務委員会で議論をいたしました。趣旨採択等の意見もございましたが、来年4月からの消費税率の引き上げを中止ということになっておりましたので、これに対しては不採択ということで、反対多数ということで不採択にしております。

なお、これにつきましては賛成の方の意見もございましたが、これについては多数決を取った結果不採択ということで、それに加えて、この陳情書にありました内容を検討した結果、高知県議会でもいろいろな、もろもろの経緯がありまして、次のような意見書を提出して、それを認められておりますので、その県議会で検討した意見書のほうが良からうということで私たちは提出させていただいております。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

消費税率の引き上げ時期について慎重な判断を求める意見書となっております。文面については皆さん、朗読を省かさせていただきます。

以上のような意見書を、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしたいと思っております。

平成25年9月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

あて先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１０号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を採決します。

発委第１０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。したがって、発委第１０号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第１０号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第１１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１１号消費税率の引き上げ時期について慎重な判断を求める意見書を採決します。

発委第１１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、橋本保君。したがって、発委第１１号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第11号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第38 発委第12号道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 発委第12号。

平成25年9月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、議会運営委員長岡峯久雄。

道州制導入に断固反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏、1枚めくってください。読み上げます。

道州制導入に断固反対する意見書。

この文言の中で、先に訂正をさせていただきたいと思いますが、「同州」とありますが、「同じ」となっていますが、道、「道」に訂正をお願いしたいと思います。それと、下から、下段2行目、「よって、我々四万十町議会は」とありますが、「我々」を省かせていただきます。

お目通しをいただいたと思いますが、四万十町議会は道州制の導入に断固反対するということで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月20日。

四万十町議会。

内閣総理大臣。内閣法第9条の第1順位指定大臣、総務大臣、内閣府特別担当大臣、道州制担当内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長様でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

下元真之君。

○14番（下元真之君） 道州制導入に断固反対する意見書を提出するということでございますけれども、道州制導入ということについて私たち町議会として、これからどのような議論がなされていくのかははっきりと分からないような、まだ今現状だというふうに思います。またこの道州制導入をした場合のメリットであるとかデメリットであるとか、こういうことも全く分かっていないわけでございます。全体としての議論もまだ何もしておりません。そうした中で道州制導入に断固反対する意見書を提出しようとするものであるわけですが、議会運営委員会で議論をしたということでございますが、どのような判断で急な提出になったのか。議会運営委員会の中での議論の内容、経緯、知らせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 意見書の中身を読み上げませんでしたけれども、意見書の内容どおりでございます。

要は、町村議会議長会全国大会で決定をしたことにより、それを受けたものでございますけれども、ご承知と思いますけれども、簡単に言えば、道州制というのは行政区画として道と州を置く地方行政の制度ということですので、例えば県を越えて四国を一つにとか、中四国を一つにとか、そういった考えだろうと思います。

ただ、私たち四万十町のような中山間地域というのは、自治体が広域になるほど、なかなか声も届きにくくなるということを考慮し、道州制に対する反対の意見を提出したものです。

議会運営委員会では、この意見書提出には反対者もなく、全員が提出をするということで決定をしております。ただ、14番議員が言われた、どういう経過とか議論というのは、この意見書を町村議会議長会全国大会の意見書に沿って、文言を確認して決定したということで、本当に細かくの議論はまだ、どういった区分けをするということも不明ですが、やはり先ほど申しましたように、地方の声はやはり届きにくくなるというのを一番に重点に置いて、議会運営委員会ではそういった判断をしました。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 14番議員と同じような内容で質問させていただきますけれども、議論をされた議運の中で、例えばここにいる議員各位も道州制とは何か。仮に道州制に移行した場合の、14番議員が言ったようにメリット・デメリットはどのようなものか。それと、例えば中四国で一つの州になるのか、あるいは四国だけの四国州になるのか。そういったこともまだ全く、ある一定のところでは、勉強されてる方のところでは、そういったことも既に議論はされてるといったことは、週刊紙等には、最近はお出ておりませんが、何年か前にはこの道州制の問題が週刊紙等、あるいは文献等書かれておりました。

その中で私の、これ、ちょっと討論みたいな形になるといけないんですけれども、私の考えを申し上げて、そういったことが議運の中で議論されたかどうかをちょっと確認したいので、一点だけ申し上げます。

例えば道州制の一つのメリットという面で考えますと、やはり文献なんかを読んでみますと、地方分権が進むと。地方分権が進む中で、例えば各自治体に、よく国のほうで法令改正が行われますと、全ての自治体に条例の改正やなんか回ってきます。いわゆる金太郎飴的な、国が決めた憲法改正によって、あるいは新しい憲法の設置によって地方の自治体も条例の設置、あるいは改正等をやらなければならない日本の国の今の仕組みになっております。そういったときに、道州制が仮にできた場合には地方分権が進んで、例えば四国州ができた場合であれば、四国独自のいわゆる条例、法律が制定されると。だから、国の考えで、中山間の我々が全てに、国が決めたことに従わなければならないということは回避されるんじゃないか。我々の……。

○議長（宮地章一君） 下元議員。討論の中で、反対討論なり賛成討論で述べるのであればいいわけですが、今は質疑でございますので、持論を述べるということは控えていただきたいというふうに思います。

○15番（下元昇君） 今、議長のほうからも言ったように、最初にお断りしました。そういった内容が実際に議論されたのかどうかを、まずお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 議会運営委員会ではそこまでの議論は行っておりませ

ん。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） そこで、この意見書の内容を見てみますと、平成20年以来、全国の町村議長のほうで、その総意によって、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないということを決定した。そして本年の4月15日には、同じく全国の町村議長会では、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるという声明を行い、さらに本年の7月18日には道州制は絶対導入しないことというふうにはっきり書かれておりますけれども、我々はこういった全国議長会のほうで言っているような、決定したかのごとき法案が提出されているようなことも分かりません。

したがって、この絶対反対するということも判断が、唐突に出されたこういう意見書に、今この場で判断して、賛成か反対かということを議論するには余りにも時間が短いのではないかとということで、私はこの後の、恐らく討論・採決に行くと思うんですけども、自分自身がまだ十分に分かっていないので、採決に行けば退席するしかないかなという考えで。

どういう議論がされたかということですが、委員長、ここらあたりの、これ見ると、道州制は間もなく法案が提出されようとしている、ありますよね。ここらあたりのとこ、ちょっと、もうちょっと中に入った議論がされたのかどうか、この一点だけ最後にお伺いします。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 15番議員の質問ですが、そういった法案についても議会運営委員会ではそれを調査し、検討しておりません。が、先ほどからこの意見書の中身の分と、私が14番議員の中で答弁をさせていただいた、やはり四万十町の立場は将来的にという先ほどの、繰り返しませんけれども、そういった面から、やはり町村議会の全国大会で、やはり町村議会の議決、決定したということについては、やはり自分たちも同じ立場で行動を起こすべきやと私も判断をしたし、議会運営委員会全員が、反対者はおりましたので、これは出すべきやということでしたので、そういうことで報告をいたします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより発委第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第12号道州制導入に断固反対する意見書を採決します。

発委第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（15番下元昇君「議長、退席します」と呼ぶ）

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、下元真之君。それから棄権1名、下元昇君です。したがって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第12号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第39 発委第13号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長岡峯久雄君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条並びに地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 発委第13号。

平成25年9月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会運営委員長岡峯久雄。

議員派遣の件について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

1枚めくってください。

議員派遣の件。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

細かくは読み上げませんが、第7回全国水源の里シンポジウム。

続きまして、第79回町村議会広報研修会。

3点目が、平成25年度大坂高知県人会・親睦交流会。

4がトップセミナー。

5. 第54回四国地区町村議長会研修会。

6. 平成25年度姉妹都市交流事業。

7. 平成25年度四万十町展。

以上に議員を派遣いたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第13号議員派遣の件についてを採決します。

発委第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。したがって発委第13号は原案のとおり決定され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第４０ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長、四万十町議会議員定数等調査特別委員長から委員会、特別委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において所管事務及び所掌事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

産業建設常任委員長、四万十町議会議員定数等調査特別委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長、四万十町議会議員定数等調査特別委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後５時２５分 休憩

午後５時２９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２５年第３回四万十町議会定例会を閉会します。

午後５時２９分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員